

中央銀行の生成と国内金流出の位相

—19世紀イギリスの発券集中によせて—

吉 村 信 之

この拙い稿を、本年3月をもって本学を定年退官される小湊繁先生に捧げる。

〈目次〉

はじめに——問題の所在

I. 19世紀におけるイギリスの通貨構造の概観

I-1 19世紀イギリスにおける金貨流通

I-2 スコットランドの事例

II. 歴史的経路——国内金流通の位相

II-1 発券集中と金貨流通の経過

II-2 スコットランドにおける銀行券流通の位置

III. 信用論によせて

III-1 銀行券の制限

III-2 中央銀行の生成

結語

はじめに——問題の所在

かつてハイエクは、『貨幣発行自由化論』(Hayek [1976], 邦訳1988年)という著作の中で、オーストリアンの領袖に相応しい感慨を、以下のように語っている。

「貨幣の歴史を研究するならば、人々はなぜ2000年以上もの間、排他的な力を用いて自分たちをつねにきまめて搾取し欺いてきた政府をずっと我慢してきたのか不思議に思われてならない。このことは一つの神話、すなわち『政府の特権は必要であった』ということによってのみ説明されうるのである」(Hyek, op. cit., pp26-27, 訳21頁)。

如上の著作においてハイエクは、この問題意識より発して、競争通貨の発行、フリー・バンキングの主張を精力的に展開しており、オーストリア学派の特徴である経済的自由主義の徹底化は、当然の如く金融業にも向けられている。1970年代中頃には珍奇に思われた彼の主張は、当時においては未だ何とか健在だったケインズ経済学的大海の中に微かに響く孤立した声から、やがて新自由主義的・市場原理主義的潮流へのうねりの中で——とりわけアングロ・アメリカン世界において——無視し得ぬほどの多くの理論的協働者を生み出す巨人の声へと変わっていった。わが国の金融を特徴付けるとされたいわゆる「護送船団方式」が、日本においても——自覚的にせよ無自覚的にせよ——その流れを汲む人々によって槍玉にあがっていたのは、つい昨今の出来事である。

振り返って歴史を鳥瞰してみれば、われわれが今日、自らも携わり回りに目にする世界、すなわち歴史的には本来企業者間の私的な信用手形から発した銀行券が、われわれの消費物資の売買(一般的流通)の交換媒体となっている世界は、決して古来から存在したものではない。それは、第一次世界大戦と第二次世界大戦という二つの「総力戦」が齎した管理通貨の世界、すなわち高々百年の歴史さえも有さぬ世界である。マリノフスキーがトロブリアンド諸島で調査した、クラ交易におけるヴァイグアの著名な例¹⁾を挙げるまでもなく、それ以前の数十万年に亘って、人類は「内部貨幣」と「外部貨幣」

1) Malinowsky, B.K. [1922] (邦訳『西太平洋の遠洋航海者』) 参照。また、広く人類学的地平から貨幣

を考察したものとして、吉沢 [1994] をも参照せよ。

とを分けて使ってきた。貴金属を始めとするそれ自身が価値を有する商品貨幣は、労使間の一般的流通や外国貿易等の「外部」圏に対する決済に使われてきたし、それ自体何の価値も持たない紙券は、共同体の「内部」——資本主義社会の下では企業者間の流通たる「商業的流通」——においてのみ流通が見られたことは、太古のあらゆる社会において広く認められる史実である。

20世紀に入っても、第一次世界大戦以前までは、それ以前の諸社会と全く同じように、金貨幣と銀行券とは、一国内にあっても流通領域を異としてきた。一つは、産業に携わる企業家同士が、互いの経営状態を信頼し、手形での支払いを認めた場から発展してきた「信用貨幣」=銀行券流通として。もう一つは、資本-賃労働関係という、商業的流通[資本家間流通]に入り切らない資本家と労働者とのあいだの賃金支払いのための貴金属鑄貨流通として、あるいは危急時における対外決済としての世界貨幣金の流通として。ここでも資本家間「信用」の「内部」に包摂し得ない「外部」——すなわち資本主義的商品経済の最上層に位置する「外部」たる対外圏と²⁾、その最下層に位置する「外部」たる資本・賃労働間の流通である最終消費財売買=一般的流通——には、商品貨幣たる金貨幣は不可欠なものとして流通していたのである。

なるほど、この時期以前にも、小額面銀行券が金貨幣に代替して一般的流通に入ろうとしたことはあった。だがそのような試みは、小額面券を発行する銀行自身の数多くの破綻と、その破綻が齎す社会的被害の大きさから、イギリスにおけるピール条例に見られるように、多くの場合、法的禁制の対象となった。第一次世界大戦以前の国際金本位制と呼ばれる通貨体制は、正確には国内に金貨流通を多く残した金貨本位

制であった。銀行券は、むしろ大額面銀行券として発行され、小売買を主とする一般的流通には入ってこない二次的役割しか有していなかったのである。

だが世界史上初の「総力戦」——第一次世界大戦以降、状況は一変する。「総力戦」を介した経済過程に対する国家介入の常態化は、戦間期以降も継続し、第二次世界大戦以降は、先進諸国ではケインズ型福祉国家となって定着する。

そしてこのことと相似して、20世紀の金融史とは、戦間期における金地金本位制、第二次世界大戦後の一種の金為替本位制（IMF体制=金・ドル本位制）、そして1973年以降の「ドル本位制」への展開過程として——すなわち内外における商品貨幣金決済の縮小と消滅の過程として、裏返せば、貨幣制度に銀行券発行を梃子とする国家介入が増大してきた過程として、描くことができるのである。

先のハイエクのイメージは、そのように金を管理し、やがて金決済を消滅させていった、ここ百年足らずの「管理通貨制」のそれに、むしろ近い。だがフリー・バンキングの考えそのものは、古典派経済学の始祖たるアダム・スミスの『国富論』、あるいは意外なことに、中央銀行の「最後の貸手」lender of last resort機能を定式化したことで著名なバジョットの『ロンバート街』における示唆を始めとして³⁾、古くからその存在を確認することができる。

だが彼らの経済思想が、ハイエクらリバタリアンのそれと決定的な一線を画するのは、銀行券と金貨幣との微妙な関係に止目していることである⁴⁾。例えば、フリー・バンキング思想の祖たるアダム・スミスは、一方で「自由競争によって、すべての銀行業者は、顧客と取引するにあたって競争者から顧客を奪われないように

2) この点についての拙見は、吉村 [2003b] を見よ。

3) Bagehot, W. [1873] pp.68-71, 邦訳『ロンバート街』76-79頁。

4) ハイエクも発券銀行による「小額の鑄貨」供給について言及しているが (Hayek [1976] p.43, 邦訳

59-60頁)、「一組の共通名目通貨を販売」することを提案する等、およそ本旨である競争通貨とは異なることを述べており、そこには行論で明らかにするような、企業者間と資本・賃労働間の流通の性格の相違は、まったく考慮されていない。

するために、一層寛大にならざるをえなくなる」として、銀行業における自由競争を是認しながら、以下のように述べることを忘れていない。

「小額の銀行券の発行がゆるさされていて、これが一般に流通するしているところでは、多くの資力に乏しい連中も銀行家になることができるし、またそうなりたいという気持ちになる。…だが、こんな貧弱な銀行家はしばしば破産におちいるにちがいないから、そのために、かれらの銀行券で支払いを受けた多くの貧しい人たちは大変な迷惑をこうむり、またときには、非常に大きな災難すらこうむるであろう。」(Smith, A. [1789], p.306, 邦訳503頁]

小額面銀行券を発行する銀行の倒産が、「多くの貧しい人たち」すなわち当時の国民の大多数に災禍を齎す点を指摘しながら、更にこう述べる。

「少数の人の自然的自由の行使は、もし、それが全社会の安全をおびやかすおそれがあるなら、最も自由な政府であっても、最も専制的な政府の場合と同じように、政府の法律によって抑制されるし、また抑制されるべきものなのである。」(Smith, A., op.cit., p.307, 邦訳505頁)

この「抑制」とは具体的に何か。スミスは続けている。

「もし銀行業者たちが一定金額以下の流通銀行券、すなわち持参人払の銀行手形を発行することを禁じ、そしてかれらに、このような(一定額以上の——引用者)銀行券が提示された場合、即時無条件に支払うという義務を負わせるならば、銀行業者たちの営業は、これ以外のすべての点では完全に自由であってもかまわないし、そのために、公共社会の安全がそこなわれることもない。」(Smith, A.,

op.cit., p.312, 邦訳513-14頁: 傍点は引用者)

すなわち小額面銀行券の発券禁止と銀行券の正貨兌換という「抑制」が、「自由な」銀行業者たちの競争にあっても、不可欠であるとスミスは言うのである。

スミスの視角は、ハイエクが目にしていた現実と問題意識——管理通貨制の下でのインフレーションの継続の可否——とは明らかに異なっている。同じくフリー・バンキング論者として数えられる両者のあいだにこのような乖離が存在するのは、対象とするその歴史的前提の違いのため——すなわちスミスにあっては、勃興しつつある生のままの市場社会を見据えられているためであり、対するハイエクの認識が、既に出来上がったIMF協定下の金・ドル本位制に局限されているためである。

そしてこの両者の相違には、ここ百年の、内外における金決済の縮小とその消滅の意を考える貴重な示唆が存在するように思われてならない。この小稿は、金貨幣に示される商品貨幣の原理的意味を問い、その縮小と消滅(今日の「ドル本位制」に見られるそれ)とが如何に生ぜしめられたかを考察する一助となることを祈念したものである。

われわれは、まずフリー・バンキングの思想の源となった現実を、資本主義経済が初めて成立した19世紀イギリスに焦点を当てながら考究しよう。だが、最初に強く注意を喚起しておきたいのは、ここでイギリスを事例として取り上げるのは、単なるケース・スタディのためではないことである。われわれは、この19世紀中葉のイギリス金融市場を、(1)世界初の資本主義的金融市場として、中央銀行の生成を、相対的に他の要因に阻害されることなく辿ることができること、また、同じことだが、ドイツ、日本あるいは1907年恐慌以後創られたアメリカ連銀等の事例の如き、後発諸国に有りがちなキャッチアップのための特定産業に対する特化型融資や「最後の貸し手」機能の既成化から比較的自由なこと、(2)産業における巨大独占体の不

在、中央銀行の「使命」観の欠如とそれに対する社会的容認、国家介入の僅少化（「夜警国家」の嗜好）、そして何よりも、中央銀行に銀行券の発券集中が行われる以前の群小の発券銀行の簇生——すなわち総じて商品経済的原理のもっとも開花した時代として、その原理を観察するのに極めて相応しいこと、という理由によって選び出すのであり、そうであるが故にこそ、金融という考察対象をもっとも純粋な形で抽出できると考えるからである。そしてそこから引き出された諸命題は、続く資本主義の発展を考える上でも、更には現代の「ドル本位制」を考える上でも、貴重なリファレンス・ポイントとなると思われる。

尚、同じく19世紀イギリス金融市場を取り扱うにせよ、イングランド・ウェールズに対して、スコットランドは相対的に独自の金融制度を持っており、近年ではフリー・バンキングの格好の例証として取り上げられることが多いが、この点についても、行論で考究するであろう。

如上の問題意識を発心の機とした本稿は、以下のように進行する。スミスやバジヨットを始めとする自由銀行業の思想的始原は、何よりも産業革命期以降、自由主義段階のイギリスに求められるが、先ずⅠ.において、この点を鑑みつつ、この時期の実際のイギリスの貨幣流通の構造が如何なるものであったかを横断的に検討しよう。更にこの検討を受けて、Ⅱ.においてわれわれは、自由銀行業の齎した諸結果と中央銀行、すなわちイングランド銀行の生成とを、歴史的に辿ってみることにする。そこでは、中央銀行の存在根拠の可否が、縦の時系列として明らかとなると思われる。Ⅲ.では、以上の考

察を踏まえて、それが如何なる理論的意味合いを持ち得るのかを考えてみたい。

以下では先ず、世界史上初の資本主義国家——産業革命と資本の原始的蓄積とによって、労働力そのものを商品化した社会——たる19世紀イギリスの通貨構造へ迫っていこう⁵⁾。

Ⅰ. 19世紀におけるイギリスの通貨構造の概観

Ⅰ-1 19世紀イギリスにおける金貨流通

19世紀中葉のイギリスの通貨構造を考えるとき、先ず何よりも発券（信用貨幣）と鑄貨との流通領域の違いを見ないわけにはいかない。ここでは、先ず大まかに、銀行券と金貨とが流通していた態様を概観しておこう。

別稿でも示したように（吉村 [2003b]）、19世紀におけるイギリスの循環性恐慌——1825年、36年、47年、57年（1866年、あるいは73年）と10年周期で勃発した激発性恐慌——は、信用が投機を生み、パニックをもって資本の絶対的過剰が示される恐慌であった。しかし、イギリスだけに限れば（といってもこの当時は、ほぼイギリスのみが世界の景気を牽引していた唯一の資本主義国家であったが）、激発性恐慌が、文字通り激発的に現われるのは、1857年恐慌までであり、それ以降の66年恐慌になると、国内的にはパニックを伴うような景気の激的反転は見られなくなってくる。

表1は好況末期の金の対外流出入を示しているが、見て取れるように、1866年恐慌を境にして、イギリスには好況末期の金の流出が見られなくなり、逆に金が流入していることが判る。これは、海底電信の敷設（ドーバー海峡横断海底電信線の敷設は1851年、大西洋海底電信線

5) 本稿においてわれわれは、19世紀イギリスの地方発券銀行について多くの言及をすることになる。この分野は、イギリス経済史についての多くの研究を蓄積するわが国においても驚くほど研究が少なく、独立した貴重な論文は僅かに吉田 [1986]を始め、極めて乏しい。海保 [1986]が言うように、「イギリス研究史に関する研究は多いが、19世紀始めにおける地方株式銀行を対象としたものは

意外なほど少ない。しかも地方株式銀行の発券に関する理論的かつ実証的分析はイングランド銀行研究の華やかさに比べて無きに等しい」（吉田 [1986] 72頁所収）という現実、今日にも当てはまる。現存する資料そのものがごく僅かでありかつ信憑性の面で問題を有するうえに、その入手も困難である。以下の行論については、大方の御教示を願う次第である。

のそれは1866年)によって、金利差に敏感な短資が増大するとともに、遠方の市況を急速に伝えることが可能となり、それまでブーム末期に付き物だった投機的在庫形成の温床が封じられたこと、造船技術の進歩と輸送経路の改良とが生じたこと等々の変化に起因したものだったが、結果的に商品の流通期間を短縮させ、好況末期の金の対外流出とそれが齎すパニックを、以後のイギリスにおいて発現し得ないものとした。

問題は、以下の点である。これまで金本位制において物価の安定を支えていたのは、好況末期における金流出が、早期に金利引上げと信用収縮を要請し、為替相場は金現送点内の狭いレンジに収斂させたことに因っていた点が常識化され、このことが例えば後の管理通貨制に比べて、金本位制期において裁量的政策による野放図なインフレーションを許さなかった理由として挙げられることが多かった。無論このこと自体、誤りであるわけではないが、戦後の多くの研究者の注目を集めたのは、それが金の流出、

しかも金の対外流出によって果たされた点であった。この点は、我が国の戦後の研究史の動向・問題意識が、経済史においては、大塚史学を始めとしてマルクス経済学のパラダイムに大きく影響を受けたものであったことと関連しているが、こうした文脈から、研究対象として産業革命期から19世紀に至る「世界の工場」としてのイギリスの事例が大きく着目を受けた結果、実証研究だけでなく、理論研究においても、金の対外流出→イングランド銀行のバンク・レート引上げ→激発的な金融恐慌の発生という関連が、金本位制下の物価安定の要因として必要以上に重視されることとなったのである。

しかし金の対外流出が治まってくる1866年恐慌以後も、物価の安定した状態は第1次世界大戦までの国際金本位制期を通じて見られる。図1は、ルーソー (Rousseaux, P.) の物価指数とイングランド銀行の金準備との関連を示したもののだが、見られるようにイングランド銀行の金準備の低下と同時に物価水準は高まり、その逆は逆となっている。また1866年～73年以降、金準備の減り方もかなり改善されていることが見て取れる。19世紀中葉までの激発的な金融恐慌が、イングランド銀行の金準備の増減を激しくした反面、19世紀後半以降の金の対外流出の消失が、金準備高の増減を比較的安定化させているといっても良からう。

だが物価水準の安定を見ると、安定化の基調の中にも景気変動のジックザックによって、1865-85の平均を100とした近傍を揺れ動いていることが判る。

この物価の振幅は、後のブレトンウッズ体制以降の継続的インフレーションから見ればほとんど全く取るに足りぬものだが、それでもそこに振幅がある以上、何らかの物価安定作用が機能していたはずである。そして結論から先に言えば、それこそ金の対内流出入にほかならないのである。

この点を、先ず当時のイギリスの通貨流通の実態から検討してみよう。

当時のイギリス、正確に言うとイン格蘭

表1 金輸出入額 (百万ポンド)

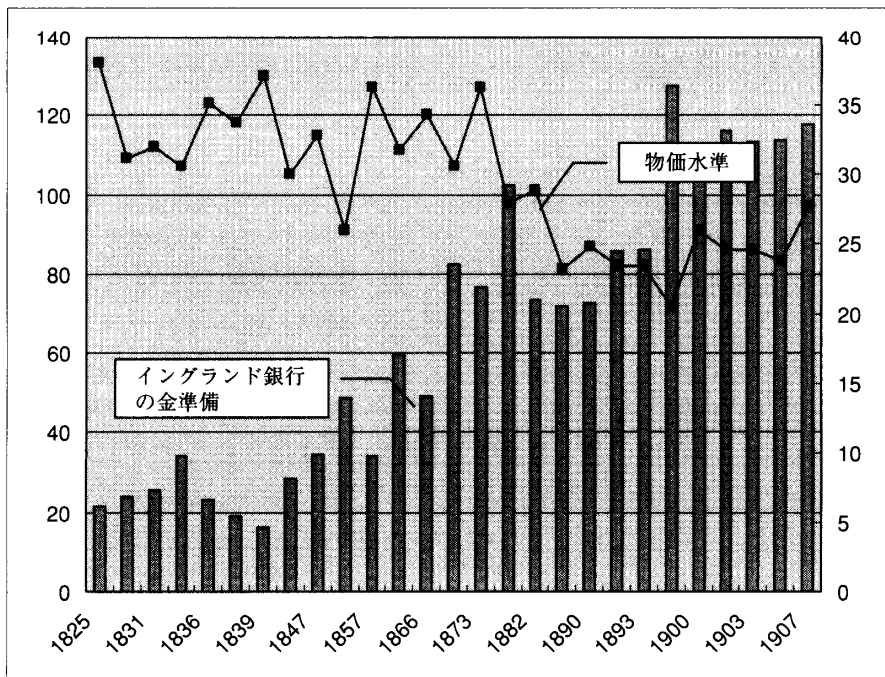
1825	-5.4
1831	-3.5
1836	-1.5
1839	-4.4
1847	-5.3
1857	-6.5
1866	+12.7
1873	+4.7
1882	+2.6
1890	+8.8
1893	+3.4
1900	+7.5
1903	+0.3
1907	+5.3

-は輸出, +は輸入

[出所] Mitchell, B.R. and Deane, P.

[1962] p.333-34より作成。

図1 ルーソーの物価指数およびイングランド銀行の金準備の推移
(物価指数：1865-85の平均を100とする) (金準備：百万ポンド)



(注) 左軸：物価指数 [1865-85の平均を100とする]，右軸：金準備高 [100万ポンド]。物価指数はそれぞれブーム末期 [1825年，33年，36年，46年，56年，66年，73年，82年，93年，1900年，03年，07年] と物価の谷の年とを示した。

(出所) Mitchell and Deane, op.cit., p.443-45, p.471-73より作成。

ド・ウェールズでは、労働者を始めとする消費物資の売り買い＝一般的流通には、ソヴェレン貨（1ポンド）やハーフ・ソヴェレン貨（0.5ポンド＝10シリング）といった金貨，更に銀貨や銅貨などの補助通貨が流通していた⁶⁾。これは、イングランド銀行の銀行券の最低額面が5ポンドという高額であり，その額面が労働者の平均週賃金である1ポンド強を遥かに上回っていたからである。因みに，当時でもスコットランドでは1ポンド券が発行され，一般的流通に浸透していたが，その点の考察は後に検討することにして，ここでは措いておく。

いまイギリスの景気が，何らかの理由で上昇したとしよう。1866年以降はブーム末期に金の対外流出が見られなくなったのは先に指摘したが，金貨本位制の下での景気の上昇は，労賃

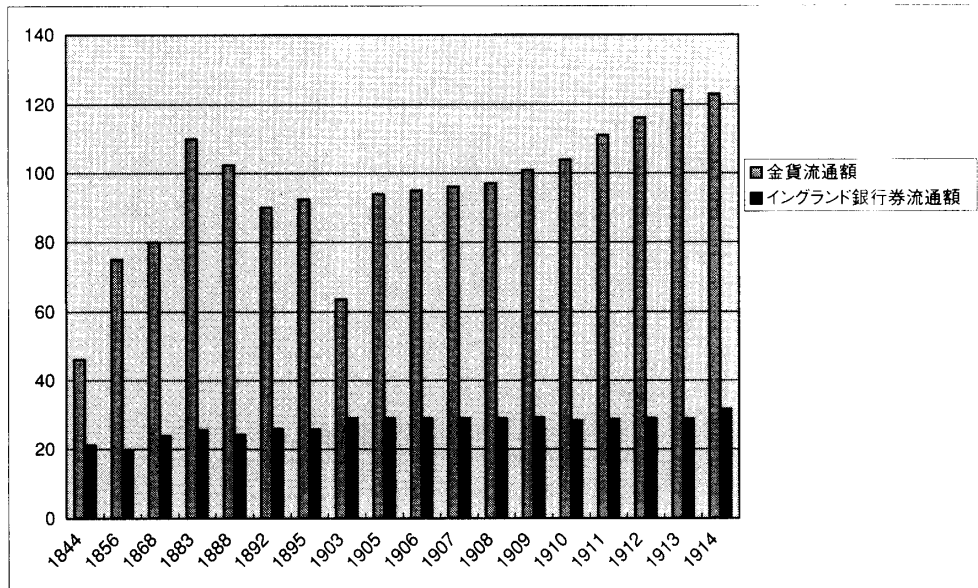
の上昇→金貨流通増→完全雇用による労働力のボトルネック化による金貨流通増→労賃の急騰→イングランド銀行からの金流出という関連で，たとえ労働者からの消費物資購入→市中銀行の金準備増→イングランド銀行の金準備増という逆に作用する関連があったにせよ，これを凌駕する形で，究極的に物価が引き締められざるを得ない構造となっていたのである。

イギリスの金貨流通量を確かめるデータは，僅かに王立鑄造所（Royal mint）が行った，1844年，56年，68年，83年，88年，92年，95年，1903年における推定と，1905-1914年における推定をした数値があるだけである。西村 [1973] [1986] は，このロイヤル・ミントの1905-1914年における推計シリーズを基にして，1880-1914年および1873-1914年にかけての推計

6) 西村 [1986] 57頁。また，ロンドンにおける平均週賃金は，1833年で16シリング2ペンス，67年で21シリング4ペンス，97年では25シリング6ペ

ンスであった。因みに1ポンド＝20シリングである。(Bowley [1900] p.70)。

図2 金貨流通量とイングランド銀行銀行券流通高 (百万ポンド)



(出所) 金貨流通量についてはBeach [1935] p.54, 銀行券についてはMitchell,B.R. and Deane, [1962] p.444-45より作成。

を行なっているが、基となるロイヤル・ミントの推計自体が極めて信頼性が薄い上に、データのシリーズが決定的に乏しく、それ以外の数少ない推計（これらも何らかの形でロイヤル・ミントの推計の推計に依拠している）も信憑性に欠けるため、自らの推計値に対しても、極めて慎重な姿勢を採っている⁷⁾。況や本稿が目的とする19世紀中葉の金貨流通量の把握には、隔靴搔痒の感を遥かに超えたものがあるが、この点を充分わきまえた上で、金貨流通推計量とイングランド銀行券の流通量とを比べてみよう。

図3は、ロイヤル・ミントの推計が存在する年次とイングランド銀行券流通高を比べたものだが、これだけから少なくとも金貨流通量とイングランド銀行券流通量とのあいだに圧倒的な差が存在することが判る。この図から、イングランド銀行券の流通量がかなり平板であるのに対して、金貨は、19世紀中の7つのデータだけから見ても、イングランド銀行券に比べて遥かにダイナミックな変動を見せていることも判るだろう。金貨は、その額においても、一般的流通を主とする消費財あるいは一部の生産財の

売買に、銀行券を遥かに凌駕して使用されていたと思われる。

更に表2は、19世紀におけるイングランド銀行券のブーム末期の流通量を示したものである。予想された通り、ブーム末期の年と前後9

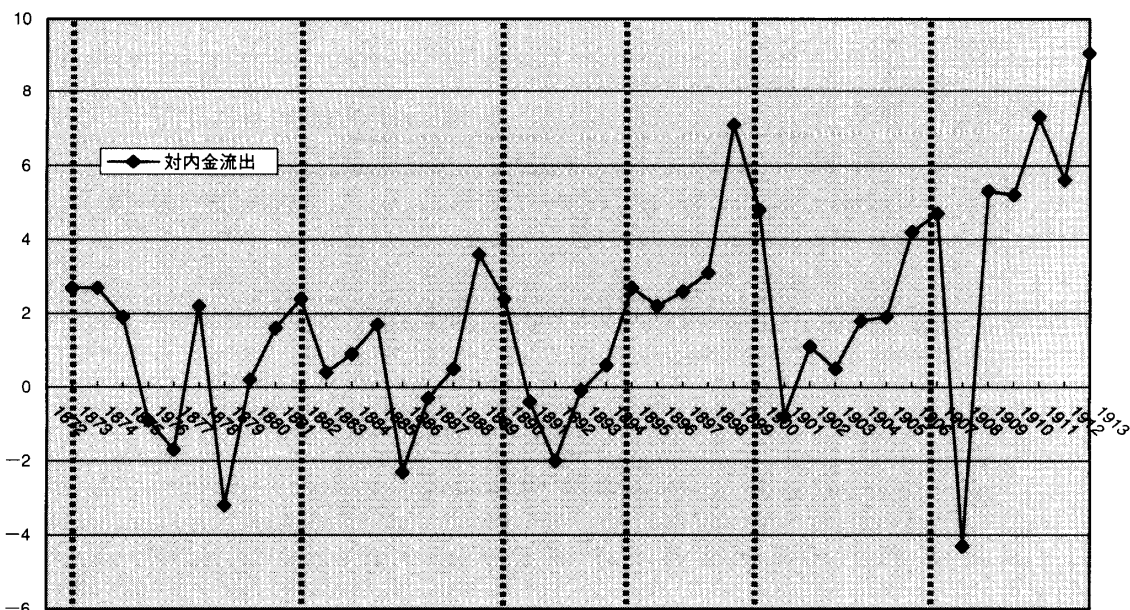
表2 イングランド銀行券流通高の変化 (百万ポンド)

	イングランド銀行券流通高	前後九カ年平均値	各年度の変化率 [%]
1825	20.1	20.7	-2.9
1831	19.1	19.8	-3.5
1836	18.1	18.4	-1.6
1839	18.0	18.2	-1.1
1847	19.1	19.5	-2.1
1857	19.5	20.6	-5.3
1866	23.2	22.3	4.0
1873	25.6	25.7	-0.4
1882	26.0	26.3	-1.1
1890	24.6	25.0	-1.6
1893	25.9	25.6	1.2
1900	29.4	28.3	3.9
1903	28.9	28.9	0.0
1907	28.9	28.8	0.3

(出所) Mitchell and Deane, op.cit. p.443-45より作成。

7) 西村 [1973] 9頁

図3 イングランド銀行からの金の対内流出（1873～1913：百万ポンド）



(出所) *Economist*, Vol. 31-71. より作成。

年平均値とはほとんど変化していない。つまりイングランド銀行券は、変化率に現れているように景気の振幅を全く反映していないことがここからも明瞭に判るだろう。

19世紀におけるイギリスにおける通貨構造が、このように金貨流通を主体としていたとすれば、先の金の対内流出は、どのように機能したのであろうか。

周知のように、イングランド銀行が金の国外流出と区別された国内流出について迎れるデータを公表し始めたのは1873年夏以降からであり、ここでも19世紀全体を含むシリーズを見ることは不可能である。先ほどと同じく、やはり隔靴搔痒の感を禁じ得ないが、73年からの金の対内流出のデータを使って、この点を検討してみよう。

図3は、イングランド銀行金準備の動きをブーム最終年の年次との対応が判るように示したものである。イングランド銀行券の流通が全く平板だったのに対して、やはり金貨の流通は、その量においても動きについても、景気循環に応じて大きな変化を繰り返している。

図中にある縦の点線は、ブーム末期の年のイングランド銀行からの金の対内流出を指してい

るが、ブーム末期から最終年に至る中で、金の対内流出、すなわち民間の金貨流通が大幅に増加しているのが見て取れる。繰り返し述べるように、1866年恐慌以来、イギリスには対外金流出を伴った激発性金融恐慌は発生していない。それでも物価水準に大きな振幅が観察されないのは、イングランド銀行からの金の対内流出=民間現金通貨増が、金本位制下におけるいわゆる物価の自動調節機能において、大きな役割を果たしていたと考える十分な根拠を与えてくれると思われる。

そして19世紀中葉の如く、好況末期のこの金の対内流出の基調の上に、更に対外流出が付け加わったとき、清水を求める鹿鳴のように「信用主義から重金主義への転換」(Marx [1963] S.587, 訳452頁)のために人々が狂奔する激的な貨幣飢饉、物価の急激な収縮が生じたのは、1866年以前の諸恐慌の事例からも明白である。イギリス産業の停滞化とその利子寄生者化によって、金の対外流出を伴った激発性恐慌の発生は、アメリカやドイツ等に移ったものの、民間現金通貨増→金準備減という関連から、第一次世界大戦に至るまでイギリスのインフレーションの一定以上の昂進を喰い止めたの

は、まさに金貨本位制のそうしたメカニズムだったと言っている⁸⁾。

イギリスにおける通貨構造と、景気循環をめぐる通貨の動きは以上のようなものであったから、金貨がとりわけ一般的流通への流出を介して、中央銀行を頂点とする銀行組織の金準備を圧迫し、インフレーションを抑制した点自体は、ほぼ間違いのない。先の図1に見られるように、1873年以降の物価下落は、明らかに「大不況」(1873～96)期の影響を受けたものだが、それ以前と以後とに物価の大きな変化が観察されない点を考え合わせるとき、如上のメカニズムが、金本位制期全体を通じて作用していた点は、首肯できるであろう。

さて、景気拡大→賃金上昇→金貨流通増→イングランド銀行の金準備減→バンク・レート上昇その他の金融引締め→インフレの阻止という構造が抽出できるとすれば、ここで問題となるのは、何ゆえに第一次世界大戦以降、今日われわれがその中に居る如く、銀行券を始めとする「信用貨幣」——小切手等も含む——が、当時においては企業者同士のあいだでのみ流通したのか、逆に言えば企業家と消費者のあいだに流通していなかったのか、ということである。かかる通貨構造は、特にイギリス(厳密にはイングランド・ウェールズ)特有のものではなく、金為替本位制を採らざるを得なかったようなインドや日本といった国々を除けば、当時の後発工業国家であるドイツやアメリカにも見られる事象であった。金の対外流出に物価調整作用があったとすれば、同じく金の対内流出にも同じ作用があったのであり、そこには国外と国内との位相の差を超えて、「信用」貨幣と金貨幣との、ひとつの通底する構造が見出されるように思われる。

無論、対外決済における金流出は、1966年恐慌以降も、アメリカやドイツ等大陸諸国に勃発した激発性恐慌として、インフレに対し極めて抑止的な形で有効に作用したのであり、金の

激的対外流出作用は、イギリスからは観察できなくなったとしても、世界的に見て決して消失したのではない。だがこの小稿では、一先ずイングランド・ウェールズに焦点を絞り、資本家間の商業信用から発生した銀行券という「信用」貨幣が、第一次世界大戦という「総力戦」——ケインズをして「金自らが『管理』通貨となった」(Keynes, J.M. [1923], p.134, 邦訳136頁)と言わしめた歴史的分水嶺——に至るまで、資本-賃労働間における一般的流通に入り込まなかった——ないし入り込めなかった——歴史的経緯を、次節において時系列的に検討してみよう。

だが、そこに入る以前に、当時においても小額面銀行券が流通していた、イギリスの通貨構造の中でも異質な事例であるスコットランドについて若干敷衍しておこう。

I-2 スコットランドの事例

近年イギリスにおけるフリー・バンキングの歴史的実験として注目されている19世紀当時のスコットランドの金融市場は、繰り返すようにイングランドに対して特殊な通貨構造を有していた。

ここでは小額面銀行券の流通は古くから存在し、イングランド・ウェールズにおいては1825年以降小額面銀行券の発券が禁止されていたにも拘わらず、スコットランドでは、1828年以降スコットランド南方のイングランドとの隣接地域を除いて、小額面銀行券は何の規制も受けなかった。小額面銀行券の禁止に関しては、スコットランド全地域から大きな反対が起こり、イギリス当局自身も譲歩せざるを得なかったのである。更に1844年のピール条例のスコットランドへの適用(1845年銀行制限法)以降も、45年5月1日までの一年間の平均流通額までの発券が認められたうえに、鑄貨預金の保障がある限りそれ以上の発券も認められた。すなわち小額面銀行券の発券そのものは、45年以降にも規制されなかった。

後に考察するように、スコットランドの金融

8) 西村閑也 [1980]

表3 イングランドおよびスコットランドにおける銀行倒産

年次	イングランド 発券認可 銀行数	イングランドにおける銀行破産数		内 1000行 当り倒産件数	スコットラン ド銀行数	内 1000行 当り破産件数
		(推計： ギルバート)	(推計： プレスネル)			
1809	702	4	5	5.7	37	0
1810	782	20	13	25.6	38	26.3
1811	789	4	11	5.1	37	0
1812	825	17	11	20.6	37	0
1813	922	8	6	8.7	36	27.8
1814	940	27	20	28.7	37	0
1815	916	25	33	27.3	37	0
1816	832	37	16	44.5	36	27.8
1817	752	3	1	4	36	0
1818	765	3	8	3.9	37	0
1819	787	13	9	16.5	37	0
1820	262	4	6	5.2	37	0
1821	781	10	12	12.8	36	0
1822	776	9	5	11.6	35	28.6
1823	779	9	11	11.6	35	0
1824	788	10	3	12.8	35	0
1825	797	37	60	46.4	36	27.8
1826	809	43	—	53.1	35	28.6
1827	668	8	—	11.9	35	0
1828	672	3	—	4.5	35	0
1829	677	3	—	4.4	34	29.4
1830	671	14	—	20.9	36	0
計	—	311	—	—	—	—
年平均	781.7	14.1	—	18.1	36.1	7.8

(出所) White [1995] p.46

はそれ以前の18世紀から、エディンバラに本店を持つ三つの勅許に基づいた中央銀行的要素を果たす銀行群と、主にグラスゴー等に散在する民間諸銀行とから成っていた。

1845年以前のスコットランドの銀行制度の特徴を、キャメロンは次のように要約している (Cameron [1967] p.97, 訳133頁)。

- (1) 発券の自由。これにより銀行間に競争が生まれ、当座信用制度Cash Credit Systemなどスコットランド特有の金融手段が形成された。
- (2) 支店銀行業の早期の確立。この結果、スコットランドでは金融制度の安定性が保たれた。
- (3) 小額紙幣の伝統。このため、スコットラン

ドでは流通空費たる金需要から解放された。

- (4) 銀行を利用する習慣の大衆化。これにより国民は、無駄なタンス預金を持つことなく、大小さまざまな額の預金が銀行に集まった。

総じてキャメロンは、イングランドの銀行制度に対し、自由銀行業に肯定的な立場からスコットランドのそれを好意的に見ているが、近年、この傾向を更に推し進め、こうしたスコットランドの事例、あるいは19世紀ニューイングランド近郊で実施されていたSoffolk System⁹⁾を例にとりながら、フリー・バンキング・システムの可否が議論されている。例として、最も精力にこの主張を展開しているホワイト

9) サフォーク・システム Soffolk Systemの生成と実態については、大森琢磨 [2002] を参照。

表4 スコットランド勅許銀行の支店数と全銀行の支店総数

勅許銀行	本店	支店数(1826)	支店数(1845)
Bank of Scotland, 1695	Edinburgh	16	33
Royal Bank of Scotland, 1727	Edinburgh	1	6
British Linen Co., 1746	Edinburgh	27	43
スコットランドの銀行が有する総支店数	—	*141	682

* 1825年の数値。

(出所) Checkland [1975] pp.320-21, pp.372-73, Cameron [1967] p.85, 邦訳96頁より作成。

(White, L.H. [1991] [1995]) の議論を見てみよう。

彼は、表3に示すように、1809年から1830年に亘るイングランドとスコットランドの銀行倒産件数を比較し、表から観て取れるようにスコットランドの倒産件数がイングランドのそれよりも少ない点を指摘しながら、スコットランドで実施されていたとするフリー・バンキング・システムが、イングランドを始めとするいわゆるセントラル・バンキング・システムよりも優れていたことを指摘している。

このホワイトの主張に対しては、スコットランドの金融制度が果たして彼の言うようにフリー・バンキングとして実際に機能していたのかをめぐって、チェックランド (Checkland, S.G. [1968] [1975]) を中心に、勅許銀行の特権的 (中央銀行的) 機能や、週ごとの銀行券交換制度 note-exchange system, 大規模な支店制度を重視する反論が挙がっている。

表4は、スコットランドにおける勅許銀行とスコットランドの銀行全体の支店数を示したものである。民間銀行の中には支店数で、勅許銀行を上回るものもあった。支店制度の早期からの確立は、民衆に金融の便宜を与えるとともに、スコットランド金融の安定性に寄与したものである¹⁰⁾、この節では19世紀スコットランドの金融構造の鳥瞰的なスケッチを与えるに留め、ホワイトらフリー・バンキングの主張の当

否はスコットランド金融の歴史的考察を経た後論で再び問題にすることにしたい。

スコットランドにおける発券は、5ポンド以下の小額面銀行券が発券全体に占める割合において、既に1830年代後半において60%、1846年には69.9%、1855年には62.7%を占めていたという¹¹⁾。イングランドに比べ、小額面券が金貨の代替をしていたのは明らかであった。

だが、与信の形態については大きな変化が現れていた。

スコットランドでは、17世紀より独自の貸出形態であるキャッシュ・クレジット (一種の対人信用貸付) があったが、19世紀30年代頃からこれが衰微し始める。

替わって伸びてきたのが、イングランド流のオーバー・ドラフト (当座預金設定) であり、ヴィーザー (Wieser [1919]) によれば、この転化は既に1830年ごろから始まり、1845年以降急速に広まっていった

「かかる変化が実際に始まったとき、十分な支払金があったとは評価できない。しかし、既に19世紀30年代に確かに始まったこの兆しに疑念をもたなかったとしても、1845年のスコットランド銀行法…によって、このような決定的な変化、そうした転化の強制が、実施に移された。」 (Wieser, ebenda, S.287)

10) Checkland, S.G. [1968] [1975], および Cowen, T. and Crossner, R. [1989], Munn, C.W. [1985], Tyson, R.E. [1985]. フリー・バンキングとその反論を簡便に整理した邦語文献としては、寺地

[1998] 第9章を見よ。また、スコットランド金融の概説は、田中 [1866] 第8章、北 [1985] も参照されたい。

11) 楊枝 [1972] 60頁、北 [1980] 238頁参照。

表5 スコットランドにおける発券債務の比率（千ポンド）

年次	A. 銀行券流通高	B. 手形割引 ・当座貸越	貸付に対する発券債務 の比率 [A/B×100：%]
1865	4.986.946	54.878.548	9.08724
1869	5.390.947	61.095.648	8.82378
1894	6.733.523	60.743.952	11.08509
1903	8.005.000	71.616.000	11.17766
1912	7.534.208	72.223.328	10.43196

注) 全11行。但し1894年のデータは10行、1912年は8行のみの数値。

(出所) Easton [1924] p.73およびWieser [1919] S.288 (1912年の数値) より作成。

発券額の推移を見てみると、表5に見られるように貸出に占める発券の割合はせいぜい10%前後である。イーストン (Easton [1924], p.35) によれば、1879年において、全発券額のうち、1ポンド券の占める割合は35.74%を下回ることはないという。更にコナント (Conant [1909] p.150) は、1908年の流通銀行券の実に70%以上が、5ポンド以下の小額面銀行券であったことを示している。

これらの割合から考えると、ケアー (Kerr [1884] p.209) が指摘しているように、法規が実施に移される1845年までには、流通手段としての小額面銀行券を除いた、銀行券発券そのものは、商業流通における大口の与信形態としては、最早既にその意義を漸次低下させていたと思われる。

要言しよう。19世紀スコットランドの通貨構成は、一般流通では一見イングランドと鋭く対立するように、小額面銀行券が残り、商業流通（大口の与信形態）の与信形態では、イングランドと同様、オーバードラフト（預金設定）が支配的になってきていたと見てよからう。

この事実は、先のホワイト (White [1995]) が言うように、当時のスコットランドは、複数の発券銀行が自由に発券競争を行なったフリー・バンキングの実験場であったとする見解を支持するものとなり得るだろうか。これを考究するためには、幾つかの疑問が解かれる必要があるだろう。

第一に、何ゆえ小額面銀行券がイングランド

におけるように規制の対象にならず、危急時にも一般的流通において流通手段として受け取られていたのか。イングランドでは、この小額面銀行券が恐慌時に齎した災禍が当局をして法規制を決断させたからである。

第二に、与信形態としてオーバードラフトが、1830年代から始まっていたにせよ、イングランドの強い影響下において、キャッシュ・クレディットに代替して広まった事実をどう受けとめるか——これである。

そしてこの疑問に答えるためには、ホワイトが主張するような、スコットランドに見られたというフリー・バンキングの動きと、イングランド・ウェールズに見られたセントラル・バンキングの動きとは、果たして、双方が自立して独自の展開を見せた、いわば並列的類型的発展として見るのが可能なのか、あるいは、両者の動きの通底には何らかの連関があったのか、という歴史的階梯、すなわち縦の因果関係を改めて辿ってみることをわれわれに迫るだろう。

以上、われわれはこのI.において、19世紀イギリスの通貨構造を横断的に鳥瞰してきた。以下、次節では、イギリスの金融機構の自生的発展を、とりわけ好況末期に見られたイングランドの金流出を焦点としながら、見ることにしよう。

II. 歴史的経路——国内金流通の位相

イングランドにおける如上の金の対内流出と発券の集中との関連を考える前提として、ここ

ではまず、1844年の「イングランド銀行法」——いわゆるピール条例において画期をなすイギリスの信用機構の整備について、主に19世紀前半期のイングランド・ウェールズを中心に、その歴史的過程をごく簡単に概観しておきたい。先述の如く、イギリス国内においても、スコットランドはひとつの独自性を形成しており、この点で極めて興味深い考察の余地を残している。イングランドの発券集中過程と、スコットランドの小額銀行券の流通とは、全く逆な様に見えて実は深いところにおいて通底する問題を抱えていると思われるのだが、この点は行論中に考察されることになるだろう。

II-1 発券集中と金貨流通の経過

先ずいわゆる産業革命の前史として、イングランド銀行の設立の経緯について若干触れておこう¹²⁾。

イングランド銀行は、その設立として認められる1694年の「噸税条例」Tonnage Actが本来財源法案だったことから判るように、名誉革命以後の財政上の必要から生まれた。すなわち同行の設立は、その直接的な目的を何よりも先ず、宿敵たるフランスとの戦争を遂行するため、まだ生まれて間もない革命政府の不足戦費を調達するという実に政治的なものに置いていたのである。王政復古期に乱発された短期公債は政府財政を行き詰まらせ、1672年にはいわゆる国庫支払い停止を招いたが、この打撃を直接に受けた巨大金匠に代わり、より強力な公立銀行Public Bankを設立して、潤沢な資金の供給・利子率の引き下げを図ることを希望する声は、ホイッグ党やシティの商人から既に高くあ

がっていた。さまざまな計画の試行錯誤の後、政府収入に基づいた銀行を提唱するパターンソン案を基礎として、金匠による発券方式を受け継ぎながら、しかし金匠が直面したような破産の危険の無い、公共的信用機関としてイングランド銀行は出発した。

尤も同行は形式的には一株式会社であり、初期のイングランド銀行が初めから私利利潤を無視した、いわば今日の中央銀行的要素を付託されたものとして設立されたわけでないことはいうまでもない。イングランド銀行は、シティの商人の強力な支持のもとに120万ポンドの株式を発行して資本金を確保し、8%の利子と4000ポンドの手数料で政府に貸し付けつつ、同額のSeald Billの発券取引の特権を得て、これにより主に国庫に支払ったが¹³⁾、応募者の利益を考えたこの8%の高利が示すように、当時のそれは公的な性格を基調としつつも収益をも計上する公と私の混合物であった¹⁴⁾。

やがて18世紀後半から、イギリスは世界史上の激動期を迎えることとなる。繊維産業（綿工業）を中心とするいわゆる産業革命である。

ロンドンの個人銀行は、すでに1770年代には発券をやめて預金銀行化しつつあったから¹⁵⁾、産業革命期の資金需要に発券を以って応えたのは、主にイングランド銀行と地方銀行であった。産業革命は地方的な分業化を必然化した。こうした地方の特殊性を反映して、そうした地方銀行の間にも、農業地域の銀行と工業地域のそれとは性格の相違があり、それぞれ独自の機能を以って補完しあった。そしてこれらの地方銀行の特有な発展とも重なりつつ、中央のロンドンの個人銀行も、貴族や地主との関係の

12) イングランド銀行についてその形成からたどった通史的な研究は、著名なものに、Clapham [1944] (邦訳1970), Sayers [1948] (邦訳1979), André adès [1909] (邦訳1971) 等々があり、わが国の研究でも、さまざまな角度から既に膨大な数の研究の蓄積がある。これらについては、玉野井・依光・大野 [1981], 玉置 [1981], 金井 [1989] 7-17頁を参照。

13) Clapham [1944] p.22, 邦訳27頁。

14) その後も政府との繋がりは強まり、イングランド

銀行は18世紀後半からは国債の管理を、19世紀初頭以降は国庫の出納を行なうまでになる。

15) 「70年代の三件の出来事は、銀行史においてとりわけ重要であった。ロンドンの銀行業者の大部分は紙券の発行をやめた。イングランド銀行の紙券と小切手とで必要を満たすことがわかったからである」(Clapham, op.cit. p.185, 邦訳185頁)。尤も「当時全部がやめたわけではない。チャイルド商会に保管されている最後の紙券は1793年のものである」(同上)

深い保守的なウェスト・エンド・バンカーと、シティーの商人と関係が深く地方と取引を多く持ったシティー・バンカーとに二分化する傾向が見られた。1708年の条例改正以後、よく知られるように6人以上のいかなる団体にも紙券の発行を禁止したから、イングランド銀行が株式組織による発券業務を独占しており、これらロンドンと地方の諸銀行はすべて6人以下のパートナーによる小規模な個人銀行 private banks であった¹⁶⁾。

ロンドンの銀行以外に目を向けると、工業地域における地方銀行は、手形割引によって自行の発行した銀行券を流通させつつ、ロンドン宛ての為替手形を振り出して、ロンドンでの取引に必要な支払手段を供給した。またロンドン個人銀行から割引を受けて準備を入手し、これによって地方での通貨を供給してその地域の工業化に貢献した。これに対し農業地域の銀行は、発券による通貨の供給も行なったが、特に有利な投資先の無い農業地域の余剰資金を集中し、ロンドン個人銀行に貸与したことにその特徴があった。これらの余剰資金は、その地域のロンドン宛て手形割引に用いられたことは勿論、資金が不足している工業地域の手形を割り引くための通貨をも、その代理店たるロンドンの銀行に提供した。この意味で、地方銀行がロンドンに持ついわゆるロンドン・ファンドは、地方とロンドンとを結びつける連結環の意義をもっていた。いわば南部および東部の節約は、商業信用によりミッドランドおよび東部の企業を発展させたといえることができるのである。アシュトンは、この事態を以下のように語っている。

「産業革命に対する銀行の主要な貢献は、短期の資金を動員し、それを資本に対する需要の少ない地域から資本に餓えている他の地域に移動せしめたことである。農業の盛んな諸州では、地主や農業資本家や商人が、地代あるいは生産物の代価として受取った手形や

現金を地方銀行に払い込んだ。(彼らは預金額に対して利子の支払いをうけるか、あるいはまた利付き証券を受取った。)銀行はその手形をロンドンの取引銀行に送付する。ロンドンの銀行がそれらを集めてみると相当な資金になっていることがわかる。この資金をロンドンの銀行は工業中心地の銀行に対する手形割引にあてる。そこでこんどはこの工業地の銀行が、その通貨を、ロンドン払いの手形や現金のかたちで、顧客に貸し付けることが出来る。こうした動きは主として穀物の販売される晩秋・初冬の頃に起った。しかもこれは、工業生産者が、年度末の決算を行なうために最も資金を必要としているその時であった。南部および東部の節約とミッドランドおよび北部の企業とのこの結婚は幸福でかつみのり多いものであった。」(Ashton, T.S. [1948] p.106, 邦訳 [1973], 121-123頁)

先に述べたようにロンドン個人銀行は発券を停止して早期に預金銀行化していたが、それには如上の地方とロンドンとを結ぶ金融構造を背景にした、手形交換所の設立が重要な契機となった。ロンドンでは、1773年に手形交換所が創られ、これに加盟していたロンドン個人銀行は、コルレス関係にある地方銀行から持ち込まれる手形・小切手をそこで相殺して自行の準備節約を果たしつつ、残高はイングランド銀行券によって決済した。中心的な金融市場に位置していたロンドンの個人銀行は、発券業務よりも地域間の資金配分を結果的に遂行する預金業務を選好していったわけである。一方、地方では地方銀行券が好まれる傾向があり、またこの時期のイングランド銀行券は、首都周辺やランカシャー以外では流通が限られていたから、ロンドン個人銀行の手形交換所での決済によって流通範囲を異にする地方とロンドンとが結ばれていたのもであった。

発券業務を続けていた地方銀行について一瞥しておこう。プレスネル [1956] によれば、地方銀行の事業類型はほぼ三つのタイプがある

16) Clapham op.cit. p.65, 同上, 76頁。

が、このうち産業革命期の鑄貨不足に対して、地方的な支払手段を供給したのは、産業家 Industrious を出自とするものだったという¹⁷⁾。地方銀行は、ナポレオン戦争中の正貨支払停止期 (1797-1821) に群生したが¹⁸⁾、この原因として特に注目されるのは、1797年の兌換停止とともにそれまで禁止されていた小額面券の発行が許されたことである¹⁹⁾。すなわち、地方で割引等により信用が供与される場合、商業流通においては5ポンド券や10ポンド券といった大額面券が流通するが、貸金支払や最終消費のための一般的流通には必ず小額面券が必要とされる。資本家間の商業流通に関しては、ある程度以上に大口の、地域的な流通に留まらない地方相互間ないしロンドンにおける決済は、先にも指摘したように地方銀行間の振替などを通じて結局はロンドン勘定の振替で行なわれたから、地域内で流通する小額面券の持つ発券業務における比重はきわめて大きかったといえるだろう²⁰⁾。ヤッフエは、次のように語っている。

「ロンドンでは、紙幣はどんな原初形態から発生したにせよ、預託された貨幣の見返り

しての預金証券であったが、これに反して、紙幣は地方ではまず第一に信用の用具として流通したのであり、換言すれば、顧客にあたえられた信用を紙幣の形式によって使用するようにしたのであり、そしてこの信用はただちに一般的に流通した。それゆえに地方では発券は、すでに成立した銀行業務の随伴現象ではなく、発券は信用制度の端緒であり、この発券からつぎにその他の銀行業の部門が発展した」(Jaffe, E. [1910] S.106 邦訳165頁)。

ところが、初めての循環性恐慌であり、資本主義確立のメルクマールとなった1825年恐慌は、このようなイギリスの信用制度に大きな変化を齎した。イギリスでは既に金本位制の制度上の整備がすすめられていたが²¹⁾、この25年恐慌の衝撃を契機として、翌26年に以下の二点を法制化した²²⁾。第一に、29年以降5ポンド未満の銀行券が発行を禁止され、既に発行された銀行券については29年までに回収が義務付けられた。これは25年恐慌が齎した混乱の原因として、過剰な発券、とくに地方銀行の発行す

17) この他の事業として、プレスネルは金融仲介業 Money Scrivners, 送金業 Remitters をあげている。これらの事業はあくまで事業類型であり、現実には、これらの二つないし三つを兼業している場合も多かった。このうちもっとも大きく発展したのは、ロンドン・地方間の送金業務を行なった送金業であった。Pressnell [1956], pp.12-71 参照。

18) ソートンによれば、当初利付きだった銀行券は、ナポレオン戦争あたりから要求払いの形式が普通になったという。「請求次第に持参人に支払われる銀行券を発行する慣行は、今次の戦争の僅か数年前から非常に一般化した」(Thornton [1802] p.172, 邦訳173頁)。

19) これ以前では、スコットランドでは1765年に一ポンド以下の発券が、1775年には同じくイングランド・ウェールズでも一ポンド以下の発券が禁止され、さらにイングランド・ウェールズでは、77年に五ポンドにまで発券禁止の最低額面が引き上げられた。しかし、ナポレオン戦争時における支払停止のもとに、1797年に最低額面は再び一ポンドに引き下げられていた。

20) Pressnell op.cit., p.136, pp.190-91 参照。プレスネルは以下のように述べている。「産業革命期の通貨

の状況をあげれば、……日々の必要のための貨幣を供給することを、イングランド銀行や造幣局が失敗したことにより残されたギャップを埋めるべく、私的個人が努力した。これがなされた主要な方法は、相対的にその重要性の低かったランカシャを除いて、発券によったのだった。このような私的な発券は、個人間の負債を決済するのに使われた銀行の負債という広い意味において『貨幣』を使えば、銀行通貨のもっとも重要な形態ではなかった。バンカーズ・トラフト、ロンドン代理店を通じた振替が、為替手形とともに、事業の多くの通常の支払にもちいられた。しかし、少額の支払には、私的発券は、とくに1797年から1825年の間、ロンドン以外の大抵の地域を占め、それらは、銀行と、銀行預金をもっていなかった地域社会の圧倒的多数との、もっとも直接的な接触を供給したのだった。銀行の頻繁な破綻と、それらが結びついた経済的不況とのために、これらの銀行券は、論争と、批判と、終局的な制限との対象となった。地方銀行業の歴史を通じて、1844年のピール条例による発券に課された制限に至るまで、それらは、通貨の公的論争の中心に位置したのだった。」(Pressnell op.cit., p.136)

る小額面券・1ポンド券の濫発が指摘され、これに非難が集中したことによる²¹⁾。フェヴァー[1963]は、1825年恐慌を前後する時期の事情を、以下のように述べている。

「地方においては小額面券が貸銀支払いのための一般的手段となった。そして1825年までには多くの地域で、銀行家たちの発行額の2分の1ないしはそれ以上が5ポンド未満の銀行券となった」(Feavearyear [1963] p.219, 邦訳249頁)。しかし「この恐慌の後には議会の調査はまったくなされなかった。それというのも、原因についてはほとんど意見の相違がなかったからである」(Feavearyear, op.cit., p.223, 同上254頁)。「議会が開かれたとき、意見は小額銀行券と地方銀行を断罪することにおいて、ほとんど異口同音であった」(Feavearyear, op.cit.,

p.224, 同上, 255頁)。

図4によって確認できるように、地方銀行は、放漫な経営の下で好況期には安全性を無視した無謀な信用拡張を行ない、1792-93年、1797-99年、1814-15年、そして1825-26年と恐慌の直撃を受けて、地方銀行総数の上からはかなりの数のそれが倒産の憂き目に遭っていたのである。

このことが、やがてピール条例に至る、発券規制=イングランド銀行への発券集中化を中心とする一連の法規を必然化させることとなり、この年の立法はかかる動きの端緒を形成する。

更に第二に、脆弱な資本しか持たないものが銀行業を営んでいた点が、1825年恐慌の被害を大きくした点も指摘され、ロンドンから半径65マイル以遠での株式銀行の設立を認可し、これとともにイングランド銀行の地方支店の開

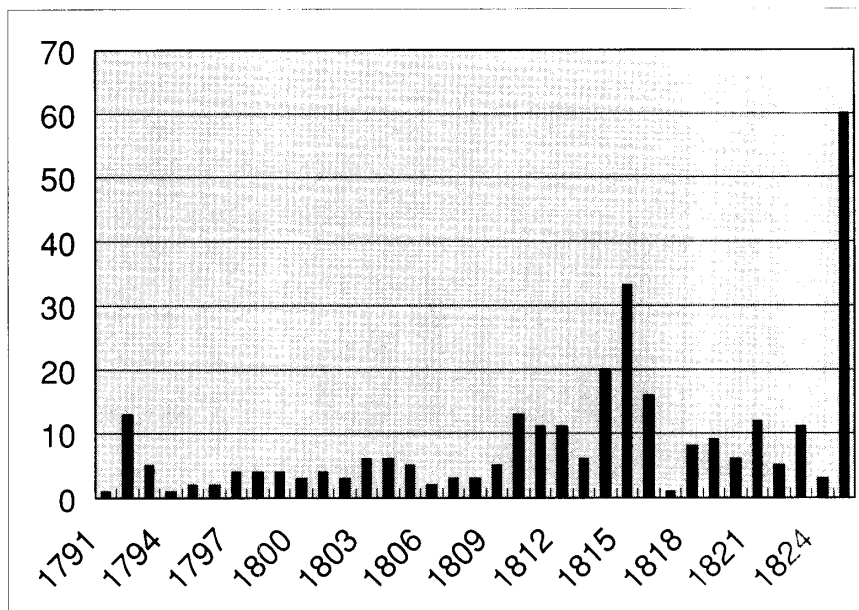
21) イギリスの金本位制の確立は、支払停止後の1807年以降顕在化したインフレーションをめぐって、1810年を前後して展開された周知の「地金論争」によって促進された。1816年には、金一オンス3ポンド17シリングの価格において金本位制が法定化され、19年にはこの価格で23年から兌換を再開することが定められたが、実際にはこれより早く21年から兌換が開始された。それ以前は形式的には金銀複本位制であったわけだが、1774年以降銀は自由鑄造を禁止されており、実質的に金本位制であった。「金とならんで銀を価値尺度として用いることは、なるほど正式には一八一六年、ジョージ三世の治世第五六年に法令第六八号によってはじめて廃止されたことになっている。だが実際には、すでに一七三四年、ジョージ二世の治世第一四年に法令第四二号によって法律上廃止されているし、実際生活ではそれよりずっとまえになくなっていたのである。」(Marx, K. [1968], S.56, 邦訳87頁)

22) いわゆる「1826年の法律」は、五ポンド以下の発券を禁止した「銀行券法」The Bank-Note Actと、株式銀行やイングランド銀行の地方支店について規定した「銀行業法」The Banking Actの二つより成る。金井 [1989] 23頁参照。

23) この他、後の展開との関連で、1825年恐慌における、よく知られた一つのエピソードについて少し紹介しておこう。1825年恐慌において、イングランド銀行の金属準備が文字どおり枯渇しかけていた12月、イングランド銀行の倉庫に、「発行されずにとっておかれた約600,000ないし700,000ポンドの一ポンド券を入れた箱」が、「偶然に」「発見」され(Tooke [1838] p.163, 邦訳152頁)、「そのう

ちの僅少部分がシティーにはいりこんだが、他の部分は地方へ送られ、そこで大歓迎を受けた」(依光 [1967] 236頁)という。このような事例は、後年の人々の誇張が入るため、それを事実として受けとめるにはかなりの留保が必要であり、実際史家のあいだにも、これが恐慌の沈静化にどれほど役立ったかについては、意見が分かれているようである(金井 [1989] 49頁)参照。しかし、イングランド銀行が金属準備を枯渇させているその時に、未だ法貨規定を受けていない同行の銀行券が、1825年の最も恐慌が激化した時点において、「今や全国的にイングランド銀行券と金のみが唯一の支払手段となり、他のものはいっさい受け取らぬようになった」(依光 [1967], 238頁)ほど、信用の動揺を受けなかった事実は、国内流通と対外支払いとの関係を考えるとき、多くの問題を提起していると思われる。エンゲルスは、以下のようにいう。「…1844年の立法は、まだ、今世紀の最初の二〇年間、すなわちイングランド銀行の兌換停止と銀行券の減価との時期の記憶の痕跡を示しているということである。銀行券が信用を失うかもしれないという心配は、まだ非常に目だっている。それはまったくよけいな心配だった。というのは、すでに1825年には、通用停止となっていた古い1ポンド銀行券の有り合わせのストックを発行することによって恐慌が開かれており、それによって、すでにその当時にも銀行券の信用は、最も一般的な最も強い不信の時期にさえも、不動だったということが証明されていたからである。…事実上全国民がその信用をもってこの価値章標の背後に立っているのである。」(Marx [1963] S.571, 訳422-23頁)

図4 地方銀行の破産件数



(出所) Pressnell, op.cit., Appendix 20. より作成。

設が認められた²⁴⁾。イングランド銀行地方支店は、一般の商業銀行と変わらぬ態度を以って、私営銀行をライバルとする顧客争奪戦を展開した。

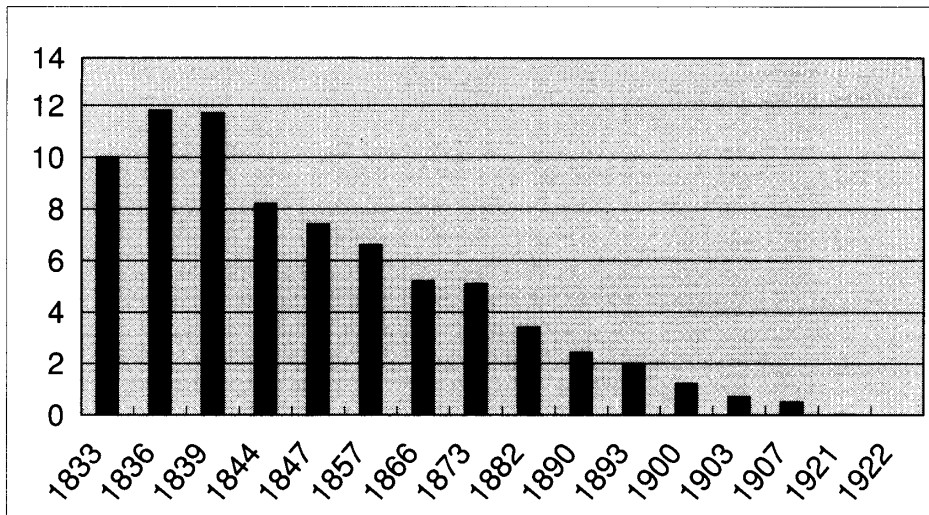
だが1825年恐慌が齎した変化は、そうした瞭然たる法的規制の強化に留まらなかった。地方銀行とロンドン個人銀行との結びつきが希薄化し、代わってビル・ブローカー（割引商会）の役割が大きく比重を増すことになったのである²⁵⁾。1825年恐慌において、イングランド銀行の金準備は枯渇寸前の状態になったが、この経験が、ロンドン個人銀行にイングランド銀行の

再割引に依存する慣習の危険性を悟らせ、彼らは独自の準備を設け始めた。この準備は一部はイングランド銀行券で手元に保有され、他の一部は、イングランド銀行に多額の現金準備として置かれることとなった。すなわちイングランド銀行への発券集中とともに、その半面としてのイングランド銀行へのいわゆる単一準備制度 single reserve system 化が進むこととなったのである。このようにして、ロンドン個人銀行は、手形を再割引に出さなくなり、要するにこれまでの如く地方銀行の振り出した手形の割引に応じなくなってきた。

24) 株式銀行を容認し、イングランド銀行の特権を狭めることに対し、イングランド銀行は当初猛烈に反抗した。「欠陥の主因はロンドン市外の銀行業の大半が、まったく局地的な経験とおよそ不十分な準備金しかもたない多数の零細な銀行の手中にあるという事実によるものと考えられた。…このような弊害が惹起されたのは、直接にはイングランド銀行が株式銀行業を独占しているためであると力説された。そこで同行に対しては、……株式銀行を許可するようにとの圧力がかけられた。イングランド銀行の理事者はこれに同意した。しかし彼らは、予想される競争者に打勝とうとするための武器、すなわち同行の支店開設の許可が与えられなかったならば、これに同意していたかどうかは疑問である。」(King [1936] p.37, 邦訳43頁)

25) ビル・ブローカー、すなわち手形仲介人は、元来商人の業務の一つとして営まれていたが、1714年以降5パーセントの上限を規定した高利禁止法のもとでは、貨幣の逼迫期において利子を上乗せすることが困難であったため、十分な発展が遂げられなかった。しかし兌換制限期における信用緩和によって利率の低下がみられたため、彼らは1780年代後半から大きく発展した。1825年以前において、彼らはロンドン個人銀行と地方との間で手形の仲介を行なうとともに、イングランド銀行が割引かない65日以上期限の手形を、イングランド銀行の再割引に依存するロンドン個人銀行に替わって取り入れた。ビル・ブローカーの役割・機能については、田中 [1980] を参照。

図5 地方銀行券の流通高（百万ポンド）



(出所) Mitchell and Deane, op.cit., p.450-1. より作成

※ 1833年は九月以降の平均値。1921年は第一・第二四半期のみの平均値。

地方銀行の側にも、ロンドンとの結びつきを弱める要因が働いた。戦後の信用膨張による利子率の低落に悩んだロンドン個人銀行が、地方銀行からの預金に利子を付けなくなるようになったのである。地方銀行はロンドン代理店勘定を極力減らしつつ、自ら割り引いた手形をビル・ブローカーへの再割引に出すようになり、やがて余剰資金をもコールで彼らに預託するようになった。一方のロンドン個人銀行も、これまで主に公債に投資していた余剰資金をビル・ブローカーにコールで放出するようになっていった。こうした中で1830年に、イングランド銀行がビル・ブローカーに割引勘定の開設を認めたことは、ビル・ブローカーが危急時にイングランド銀行の再割引を受ける途を開いたことを意味する。イングランド銀行が名実ともに中央銀行としての使命を果たすのは更に時代が降ってからのことであるが、こうした諸事情は同行が次第に平時において一般市場から後退していく傾向を助長することとなった。かくてキングがいうように、「世界においてほかにいかなる金融中心地でも、龐大な金融取引がかくも迅速に、また全般的な信用構造をかくも攪乱することなしに営まれるところはない」(King, W.C.T. [1936] p.xi, 邦訳Ⅻ頁) ロンドン割引市場のあ

の特有の構造が、1830年代にかけて形成されてくるのである。

1833年には、第一に5ポンドを超えるイングランド銀行券は法貨legal tenderの規定を受け、第二にロンドンにおいても非発券の限りで株式銀行の設立が認可された。更に最高5%の利率の限度を定めた高利禁止法 The Usury Lawが、満期の期限3ヶ月以内の手形については適用を除外され、事実上イングランド銀行が裁量的に公定歩合を変更することが可能となった。

さて、地方に目を転じると、1826年に許可されたイングランド銀行地方支店は、先に述べたように、地方銀行券の流通を統制下に置くため、預金増加を目指して1820年代、30年代には地方銀行と激しい争闘戦を展開した²⁶⁾。ロンドンでも地方でも、地方発券銀行の裏書のある手形の割引を拒絶し、また地方銀行そのものに対して、発券停止を条件に貸付・利子率の斟酌などで優遇措置を講じた。地方銀行の方でも、イングランド銀行地方支店の設置は、競争上のデメリットよりも、ロンドンからの送金に便宜を与える点で一般にメリットのほうが大きく、

26) イングランド銀行地方支店の設立と展開については、藤田 [1987] 第五章を参照。

更に小額面の発券を続ける場合には印紙税 Stamp duty の負担が大きく、また先の1825年恐慌の経験からも明らかになったように、恐慌期における一般大衆からの兌換請求の殺到の危険などもあって、地方個人銀行による発券、とくに小額面のそれはすでに20年代には衰退の傾向が明らかであった。加えて、先に述べた株式銀行の新設により、これら地方個人銀行は、資本力に優る株式銀行に凌駕・吸収され、地方個人銀行の衰退と地方株式銀行の興隆が19世紀を通じた基調となっていた(但し、はっきりと進展を開始するのは周知のようにイギリスの金融再編にともなう70年代以後の銀行合同運動においてであるが)。地方における手形決済機構の形成やこれとロンドンとの結びつきは、発券業務の意義を一層小さくした。

尤も地方発券銀行の発券は、全くその意義を失ったわけではない。産業革命の地域編成から相対的に取り残された農業地域では、地方銀行券の方がイングランド銀行券よりも好まれる傾向が残っていたのである。こうして「銀行券の発行は産業的起源を強く有していた」が、「19世紀の第二・四半期のあいだに、私的銀行券は工業地域の特徴というよりむしろ、ますます農業地域の特徴となった」(Pressnell, L.S., op.cit., p.148)。

ロンドンにおいても、1833年以後、株式銀行は非発券という制限を受けながらも、預金銀行としての信頼ある経営によって着実に地歩を固めつつあった。ロンドンではイングランド銀行以外の発券銀行は、既に18世紀末以降見られなくなったことは前に指摘した通りだが、イングランド銀行を頂点とし、ビル・ブローカーや商業銀行をその下に配置するロンドン割引市場の形成は、発券業務から預金業務へという私的銀行業務の歴史的流れを更に一層促進した。ただ、ロンドン個人銀行は新興の株式銀行への敵意から、株式銀行の手形交換所加盟を容易には赫さなかった。

図5は地方銀行の流通高を示したものであるが、見られるようにロンドン以外の地方銀行に

おいては、発券放棄の流れ、すなわちイングランド銀行への発券集中への流れは、1844年のいわゆるピール条例によって決定的となった。1836年の激しい恐慌、1839年の危機は、依然として基盤の脆い地方銀行の連鎖的崩壊を齎し、1840年には議会の発券制度に関する特別委員会が設けられ、地方銀行の発券制度とイングランド銀行の機構に関する調査が行なわれた。この委員会の場から、広く在野の世論をも巻き込んで、通貨主義と銀行主義との激しい論争、いわゆる通貨論争が巻き起こったこと、そしてこの結果として制定されたピール条例は、通貨主義の見解の勝利を意味したことなどは周知に属するだろう。いわゆるピール条例は、(1)イングランド銀行への金準備と発券の集中、(2)同銀行券をその金準備に厳密に統制する「保証準備発行直接制限」を目指して制定された。この目的を達成するための施策として、発券部と銀行部への二部分割、銀行券の流通を極力純粋金属流通に近似させる志向の顕れたる1400万ポンドの保証準備の上限等が遂行された。周知の如く通貨学派は、中央銀行の準備の意義を、兌換準備金=世界貨幣の準備としてのみ捉え、国内信用支持のための信用準備金として捉えていないため、この通貨学派の教導の基に制定された同条例は、イングランド銀行における「発券部」と「銀行部」という二部分割を認めると同時に、一般の与信を行う銀行部には「銀行部自由競争理念」を支持するのである。

ここにおいて注目したいのは、特に私営の銀行に対し、新たに発券業務を開始することを禁止し、発券の特権を持つ諸行は、これを禁止されはしなかったが厳格な統制を受け、合同によってその規模が増大した場合は漸次イングランド銀行によって発行額を吸収する規定を与えたことであった。先に述べたように、地方における小額面銀行券の発行は、既に1826年に禁止されていたから、これによって、既に株式制度の独占などにおいて崩されていたイングランド銀行の特権は、唯一発券の独占に特化していった。プレスネルは言っている。

「銀行の困難は1826年の改革の後も止まらず、首都地域内の株式銀行の形成を許可した1833年のその後も同じだった。新しい株式銀行の多くは、当ての外れたものと判った。より大きな資本をもつ銀行は、古いタイプの経営不振の銀行よりも広く損害を与えるに過ぎないことを、それらは証明していると思われた。古い銀行に関しては、1826年から1844年の銀行条例のあいだに約100行が倒産した。1844年の立法を急いだピールの決意は、1826年、1832年、1836-38年、1840-41年の一連の銀行調査によって、また『通貨』主義の擁護者たちによって、影響を受けていることは疑いないが、少なくとも四半期以前に形成していた判断に彼を固めさせたのは、これらの打ち続く破綻という厳然たる事実であった。」(Pressnell, L.S., op.cit., p.509-10)

1844年の銀行法は、以上のようにイングランド銀行の発券集中化とその下における株式組織を持つ預金銀行群の形成という信用機構の流れを決定的にした。勿論それは、この条例そのものによりかかる信用機構を完成したという意味ではない。イングランド銀行は株主の利益のために私企業的な利益方針をしばらくは混在させ、同行が妥当な準備を維持しつつ最後の貸し手機能を名実ともに受け入れるのは、1870年代を待たねばならない²⁷⁾。またロンドンの株式銀行は、1840年代、50年代には個人銀行に代わって優位に立っていたが、個人銀行が占有していた手形交換所への加盟が許されるのは漸く1854年、地方銀行では1858年であった。地方をも含めた全国的な銀行の合同 Amalgamation によって、ロンドン—地方に多数の支店を持つ大銀行が形成されるのは、更に遠く90年代から20世紀初頭に至る時代である²⁸⁾。なお、5ポンド以上の発券そのものは禁止されていなかったから、イングランド・ウェールズにおいて発

券業が私的に営まれなくなるのは、これより更に後のこととなり、20世紀に入って以降のこととなるのである。

II-2 スコットランドにおける銀行券流通の位置

ここでやや時代は前後するが、イングランド・ウェールズとは異なった来歴を持つスコットランド金融の歩みについて、再び歴史的に言及しておこう。

元来イングランドとは異なる文化を有していたスコットランドが、1707年イングランドとの合併に踏み切ったのは、それまでの辺境たるが故の経済不振を、イングランドの勃興する新産業と資本とによって打開せんがためであった。この合併は直ちにスコットランドに経済的果実を齎したわけではなかったが、スコットランド経済はその後順調に発展し、1750年にはイングランドの半分に過ぎなかった一人当たり所得は、1845年までには、イングランドのそれと等しくなっていたとキャメロンは推測している (Cameron [1967] p.94, 訳132頁)。

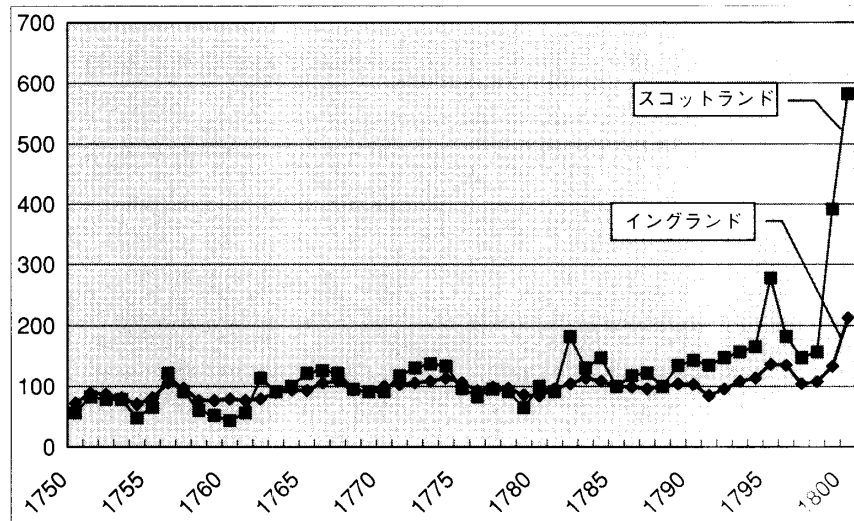
前節で簡単に概説したように、スコットランドには、イングランド銀行設立の翌年、1695年に設立された勅許銀行であり、1751年のジャコバイトの乱では反イングランド側に立ったスコットランド銀行 Bank of Scotland, 1727年に設立されたイングランド寄りの王立スコットランド銀行 Royal Bank of Scotland, 更に18世紀当時のスコットランドにおいて最大産業であった亜麻工業への資金供給を企図して設立され、やがて勅許を受けて銀行業に特化していったイギリス亜麻会社 British Linen Company の三行が、それぞれエディンバラに本店を置き、スコットランド銀行と王立スコットランド銀行との対立を内包しながら、一種の中央銀行的役割を担っていた。

18世紀には、グラスゴーの民間銀行も簇生し、エディンバラとグラスゴーの諸銀行は、互いに競争しつつ支店網を拡大し、結果的に金融の便宜を地域的に広く大衆に供与していく。

27) 吉村 [2003b] 参照。

28) いわゆる銀行合同運動については、西村 [1980], 第二部IVを参照。

図6 イングランドおよびスコットランドの穀物物価指数 (1770-79を100とする)



(出所) Cameron [1967] p.96, 邦訳135頁より作成。

(原資料) スコットランド: Hamilton [1963] Appendix II : イングランド: Mitchell and Deane, op.cit., p.487-88

1844年のピール条例（「1844年イングランド銀行法」）は1845年の銀行制限法として、スコットランドにも適用されたが、スコットランドでは、前節に述べた如く(1)小額面銀行券の発券認可、(2)支店網の早期の確立等に示されるように、イングランドに対して相対的に独自の金融制度を有し続けた。

ここで相対的に、というのは、スコットランド金融、長じてスコットランド経済が果たしてどこまでイギリス経済の中で自律性を持っていたかが、諸家によって見解の別れるところだからである。

前節で紹介したホワイトは、スコットランドのフリー・バンキング・システムとしての性格、とりわけイングランドにおけるセントラル・バンキング・システムとの対比におけるそれを主張している。ホワイトの主張は、イングランド金融の不安定性を、6名以下のパートナー・シップに求めるなど考究に値する側面が少なくない²⁹⁾。

だが、ホワイトの主張の眼目——中央銀行なき自由銀行業——が、スコットランドにおいて

成立していたかどうかについては、まず同時期のイングランドとの関係から見ておく必要があるだろう。

ここでは便宜上、問題を、①イングランド経済との関係、②スコットランドの金融制度自体の問題、とりわけ小額面銀行券の問題の二つに分け、以下この節では主に①の問題について考えてみる。双方の問題は、いわばメダルの表裏の関係にあり、截然と切り離して論じるには些か無理が伴うが、あくまで便宜上での区分である。

さて、銀行券が金貨に代わって使われていた当時のスコットランド経済は、イギリスの中でイングランドを中心とする景気の振幅の影響を受けなかったのであろうか。

図6は、1750年から1800年までのスコットランドとイングランドの穀物価格を比較したもののだが、世紀末のナポレオン戦争時における銀行制限時代のインフレーションを含め、そこには明らかにイングランドの物価傾向との強い協調が看取できる。自由銀行業に好意的なキャメロンさえも、生命の糧の原料である穀物価格において、信憑性はともかく、「残された唯一の資料」(Cameron [1967] p.98, 邦訳135頁)の

29) White.L.H. [1991] p.40-41

中に、スコットランドに固有の少額紙券の発行によるインフレーション、通貨の混乱と不安定を認め得ず、「現実に関起った通貨の混乱はイングランドあるいは外国に端を発するものであった」(Cameron [1967] p.98, 邦訳135頁)という認識を示している。

そしてこの事実は、先のホワイトが言うように、スコットランドは、複数の発券銀行が競争を行なうフリー・バンキングの実験場であったとする見解と、些かならず矛盾すると思われる。何となれば、この景気同調傾向は、スコットランド経済が、イングランドを中心とする英国経済に帰属する一つのサブ・システムであったことを、強くわれわれに示唆するからである。

グッドハートが述べているように (Goodhart [1985] pp.51-52), スコットランドの諸銀行は、それ自体が勅許銀行を中心に寡占的 Oligopolistic な構造を有しており、諸銀行の過度の競争圧力を避けるようにしていた点とともに、支払準備の多くをロンドン金融市場に依存していた。

「…(スコットランドの)銀行システムが成功裏に競争を行い得た究極の原因は、金本位制下で、…スコットランド銀行システムが…ロンドンから自立を果たしていたとは言い難い点におそらく存する。…スコットランドは、自己の市場内で逼迫が生じた場合、自らの支払準備に対する逼迫を…ロンドンからの準備引出によって緩和させ、以って準備の逼迫をセンターに移転することができたのである。」(Goodhart, op.cit., p.52)

スコットランド経済がイギリス経済のサブ・システムにほかならないとする議論については、ホワイト自身反論を行っているが、その反

論の可否については、スコットランド金融に関して残された②の問題、すなわちスコットランドの金融制度自体の問題、小額面銀行券の発券の自由についての解釈の問題とともに、19世紀イギリスの発券を総括する次節で更に考究したい。

Ⅲ. 信用論によせて

Ⅲ-1 銀行券の制限

さて、以上の流れの中で、特にわれわれが注目したいのは、イングランド銀行への発券集中の裏側としての民間銀行の発券の制限、特にその法規による禁止が、イングランド・ウェールズにおいては特に、小額面券に集中していたことである³⁰⁾。地金論争・通貨論争に代表される世論は、恐慌の度に兌換の危うくなる発券業務、特に小額面券のそれを鋭い批判と反批判の対象としたが、恐慌ごとに夥しい数で倒産した地方諸銀行の総債務の中でも、預金債務よりも発券債務に多くの関心が集まったのは、本稿の冒頭でスミスが指摘していたように、銀行券を受け取った人々が、破産した銀行の債権者の中でも最も同情に値する部分であったことに因っていた³¹⁾。発券業務は文字通り地方銀行の個人的性格、その経営の不安定性を集中的に示しており、ソーントンの言うように、恐慌期において銀行券こそは「比較的たやすく傷つく部分」(Thornton, H. [1802] p.180, 邦訳183頁)であった³²⁾。ソーントンは地方銀行の発券について、以下のように述べている。

「地方銀行の銀行券、分けても小額面券のそれは、商業取引に携わっていない人たち間でも among people out of trade 大量に流通し、また時によっては低い階級の人たち persons of the lower class の手にも渡る、それ

30) こうした見解を先駆的に打ち出したものとして、楊枝 [1972] 55頁参照。本稿は、方向性は大きく異なるが、その問題提起に多く示唆を得た。

31) 地方銀行恐慌を小額面券との関連で考察したものとして、岡本 [1974] を参照。以下の叙述も、こ

れに多くを依っている。本稿は、これらの諸論考とは、理論の説く範囲と方法について、方向性を異とするが、多大な示唆を受けた点を付記しておく。

故にその一大部分は、いくつかの発行者の信用を比較して判断する手段を殆んどもっていないし、また、大抵は、自ら銀行と呼んでいるある店舗の紙券ならば他の店舗の紙券から差別せずにたやすく受取ってしまうのである」(Thornton, H., op.cit., p.179-180, 邦訳182-83頁: 傍点引用者)

前節にも指摘したように、労働者の週給が1ポンドに届くか届かなかった時代において、預金している部分は比較的富裕な部分であったろうし、結局は自分の意志で預金を選好しているわけであろう。ところが銀行券、それも労賃支払いなどで一般的流通(消費物資の流通)に入る小額面券は、流通手段として通流しつつ、いわば「善意の第三者」たる庶民層、労働者階級へも浸透する。彼らが銀行券を受け取るのは、資産としてそれを選好するというよりも、銀行の資産内容について選別するような情報を持ちあわせないがゆえ、他に手段が無いためであり³²⁾、恐慌はかかる層にも容赦なくその災禍を齎した。ランカシャ地方は、正貨支払制限期にも発券が行なわれず、これに代わって小額のものも含めた手形の流通が見られた地域として夙に

有名だが³⁴⁾、この地域で発券が見られなくなったのも、1788年の銀行恐慌によって記憶された発券への永続的な疑惑が因果をなしていたのである³⁵⁾。

では1845年以降においても小額面銀行券が発券され続けたスコットランドはどうであろうか。先に見た②の問題、すなわちホワイト(White [1995])の議論に見られるようなスコットランドの金融制度、少額面銀行券の発券の存続の根拠について改めて考えてみよう。

「スコットランド人は金を嫌う」(Marx [1963], S.540, 邦訳367頁)といわれるスコットランドでは、繰り返すように、ピール条例以後も発券集中は見られず、逆に発券総額は一貫して増大し、また小額面券も発行され続けた。ホワイトの議論においても、銀行の倒産件数が、イングランド・ウェールズよりも僅少であることが、フリー・バンキングの実験場たるスコットランド金融の優位性として示されていたのは、第1節で紹介した通りである。

しかしこの事実も、そもそもスコットランドがフリー・バンキングの好例たり得ることを示しているであろうか。

このような疑念が沸くのは決して故無きこと

32) 尤もプレスネルは、この小額面券の発券のみを地方銀行の興隆の唯一の原因とする後年の見解には、1797年以前から地方銀行の急速な発展がみられることからこれに否定的であり、また地方銀行の発券額の中でもっとも多くを占めたのは5ポンド券や10ポンド券であることをも指摘している(Pressnell, op.cit. p.140-41)。しかし一方で、「私的発券額に関する統計的正確さは、地方銀行時代のほとんど全期間において不可能である」(Pressnell, op.cit. p.144)としながらも、「小額券の額valueは5ポンドないしそれ以上の銀行券のそれを下回るかもしれないが、小額券の数numberはおそらく大きかった」(Pressnell, op.cit. p.148)可能性にも触れており、「多くの地方銀行家が小額面券に相当な重要性を置いたが、それは小額面券の額のためというよりも、それが一般的な信用供与において不可欠の要素とみなされたからであった」(Pressnell, op.cit. p.147)としている。

33) この信用における情報格差や行動のばらつきは、原理的にもフィードバックして考えられるべきだろう。吉村 [2003a] 参照。

34) ランカシャ手形流通の実態については、楊枝 [1982]、第五章参照。

35) 「1788年の恐慌の間の個人銀行についてのランカシャの経験は、私的発券によって為替手形を置き換えることも、それによって補足されることさえも促しはしなかった。商業信用の利用は、新しいことではなかったが、融通手形と銀行券との双方の利用によってそれがなされた大胆不適な長さ、とくにリブシー・ハーグリーブス商会によってなされたそれは、銀行券に対する永続的な不信を、とくに綿交易の中心たるマンチェスターにおいて生み出した。……1788年の記憶はランカシャの商業界において長く生きたのだった。」(Pressnell, op.cit. p.174) 「二つの主要なマンチェスターの銀行家——ほかならぬジョーンズ氏とヘイウッド氏——が、それから小額券の発行を計画した。しかし、万事整ったが、指導的な市民による、1788年や他の恐慌の年の教訓を引き合いにだした抗議があまりに強かったので、二つの銀行はその計画を断念した。」(Pressnell, op.cit. p.175頁)

ではない。史実を繙けば、ホワイトらの想定する別の側面が、スコットランド経済史の中に見えてくるからである。

スコットランド金融史上特筆すべき事例である1773年のエア銀行の倒産において、スコットランド諸銀行は、連帯して行動し、信用の倒壊を防いでいる。ケアーは1773年恐慌について、以下のように述べている。

「鑄貨は確かに乏しかったが、公共の銀行の銀行券は十分な信用を得ていた。恐慌とは本質的に銀行恐慌のことだった。そしてそれは常に交易と直接に結びついていたものの、スコットランドに関しては、相対的に小さなコミュニティーの一部の出来事に見えたことだろう。1773年、エア銀行首脳部が事業継続を断念したとき、諸銀行はエア銀行の銀行券を支払いに際して受け取ることを決議し、信用の回復を促したのである。」(Kerr, op.cit. pp.95-96)

危機に際して当該銀行券の受取という共同行為がスコットランドにおいてなされたのは、イングランドの合併後に起こった諸恐慌でも同様であった。コナント (Conant, C.A. [1909]) は以下の様な叙述を残している。

「スコットランドの人々のあいだに生まれた、彼らの銀行によって維持されてきた銀行通貨システムへの信頼は、1857年のウェスタン銀行および1878年のシティ・オブ・グラスゴー銀行の破綻の際に、見事なまでに実証された。……128万ポンドにのぼる預金が引き出されたにも拘らず、ほぼすべての預金者が当該銀行券での受け取りに同意したのである。…ウェスタン銀行への最大の圧力が生じたのは、銀行業務を停止する条件で、エディンバラの諸銀行が支援を行うという通告が来た後であった。この圧力は、如何なる金需要からでもなく、未来の銀行業の確立するために、自己の口座を他の銀行に移した

大商人たちから発したものだ。」(Conant [1909] pp.168-69)

無論、スコットランドにおいても、そうした共同行為とともに、ロンドンにおける金準備も、銀行券流通に欠かせない要素だった。コナントは、この点について明瞭な記述を続けている

「ウェスタン銀行が木曜に閉じると、純粋なパニックが一両日中にシティ・オブ・グラスゴー銀行に向けられた。ウェスタン銀行同様、シティ・オブ・グラスゴー銀行もロンドンに準備を積んでいないと思われたからである。…水曜日と木曜日に大量の金がロンドンから送られてくると、銀行取付は水曜日の午後には終了し、人々は以前と同じようにほかの銀行を信用したらしく、他の銀行が受け取ることに同意したウェスタン銀行の銀行券まで受け取った。」(Conant, op.cit. p.169: 傍点は引用者)

「シティ・オブ・グラスゴー銀行が1878年に破綻したとき、他の諸銀行は、銀行業への懸念を払拭するために、通常通り銀行券が受け取られることを告知すればよかった。仮にこのような場合に発券が許されていなかったら、預金を引き出そうとする需要のすべてが鑄貨に向かい、鑄貨準備に大きな逼迫が生じただろう。だが小額面券は進んで受け取られ、支払能力のある銀行の預金口座は取り付けに会うことはなく、スコットランド銀行制度はいつもと変わらず民衆の信頼を受けていたのである。」(Conant, op.cit. pp.169-70)

スコットランドの諸銀行はロンドン預金、とりわけ流動性の高い金準備を後ろ盾としつつ小額面券を発行しており、また危機に際しては、倒産した銀行の発行した銀行券は、スコットランド諸銀行の連帯行動によって平静通りに受け取られることが、諸銀行自身によってその度に表明され、信用の動揺が沈静化されたのである

36)。

この点は、先にグッドハートが指摘していた、勅許銀行を中心に組織されたスコットランドの寡占的Oligopolisticな銀行システムと危機に際してのロンドンからの借り入れとも平仄が合うし、更にチェックランド (Checkland [1968], [1975]) が述べていた支店銀行制度の安定性とも通じるものがある。

こうした諸要因に支えられながら維持された小額面銀行券の流通は、決して自由競争の結果としてではなく、むしろロンドン金融市場を最後の拠り所とした競争の制限、「他銀行を交えての協業体制」(北 [1985] 243頁) として、現実には存在していたと思われる³⁷⁾。

Ⅲ-2 中央銀行の生成

よく知られているように、宇野弘蔵氏は、物の再生産というあらゆる社会に共通な経済の原則的關係が、資本主義社会に特有な法則的關係として現われる根拠を、労働者が諸商品を生産する生産過程そのものに求め、生産の主体である労働者の生活過程・生命の再生産としての消費生活の過程が、資本主義経済における分業の下では生活資料を「買戻す」(宇野1964, 55頁) 關係として基軸的な作用を及ぼし、生活資料生産部門を中心に資本家間の競争を通じてそれ以外の諸物価を規制することを指摘した。価値法則の論証を、「労働者がその労働力の再生産に要する生活資料は必ずえなければならないという事情を基礎にして、資本はその生産物をその生産に要する労働時間を基準として互いに交換するということ」(同上) によって押さえていたわけである。この労働者の生活過程 (労働力

の再生産過程) は、むろんかなり柔軟性を持つとはいえ、労働者に価値通りに賃金が支払われない事態が長期に亘って続けば、労働力の再生産に支障を来たす以上、労働力の価値通りの販売なくして資本家社会が「社会として存続し得ないことが強調されたのである。なるほど、物的生産諸条件と実質賃金率とが与えられれば、労働を経由せずとも、単なる均衡価格の成立は説けるかも知れない³⁸⁾。だが価値論を考慮するとき問題なのは、そうした物質的諸關係の明確化ではなく、労働量によって見極められる価値關係がどのように価格体系に作用しているかという、「人間と自然との物質代謝」というすぐれて理論付加的な問題意識の有無であろう。そこにおいて価値法則の作用は、人間の生活過程の安定性・粘着性という、容易に揺るがない実体的基礎のもとに考察されるのである。

社会の長期的な存続を安定的に保障するには、生産者階級の生活の安定を必要とする。このあらゆる社会にとって不可欠とされた生活過程の安定性とは、資本主義社会では、生活資料の取得が賃金によるその買戻しとして現象する以上、この賃金そのものの形態的安定性の不可欠さと同義である。通貨が対外資産と緊密にリンクした金本位制下では、例えば今日われわれが経験するような、実質賃金と物価のスパイラル現象などは存在しなかったといっている。労働者は、インフレ予想などを顧慮せずに、物価の形態的安定性の土俵の上で、いわば賃金の名目的増減をめぐる雇用者と対峙したのである³⁹⁾。貨幣商品金は、長期的な供給変化を通じ減価することはあっても、少なくとも景気の幾循環かの内にその価値に動揺が生じるようなこと

36) スコットランドの事例については、楊枝 [1972] 55-57頁参照。

37) 「しかし、主な地方の支持は、地方銀行への信頼を表明する公衆の集会や、地方名士たちによる保証や、危機に瀕した地方銀行券を受け取るという商人たちの宣言といった伝統的な形態で生じたのだ。全国と地方の新聞は、1825年の末から1826年の始めには、そのような行動の報道でいっぱいである」(Pressnell, op.cit. p.489)。また、この

ような商人層の地域的な共同行動、とくに危機に際して集会において銀行への支持を表明する行為のなかに、イングランド銀行に連なる裁量性を位置づけた論考として、大野 [1983] 参照。

38) 価値關係と価格關係の独立化を謳う見解は、Sraffa, P. [1960] の影響を受けたSteedman, I. [1977] 以降、影響力を増している。価値論の意義について詳しくは、別稿を期したい。

39) 川上 [1989] 272-74頁参照。

はなく（また故にこそ貨幣商品になったのだが）、実際金本位制の下で物価水準が極めて安定していたのは、第一節で見た通りである。

しかしこの賃金の支払いに、その私的債務性が恐慌の度ごとに暴露され、兌換に危機が生じるような私的銀行券が浸透するとすれば、最早この限りではない。これまでみてきたように、ピール条例に至るイギリス信用制度の法規化の過程は、発券の集中、すなわち（繰り返しになるが）、より具体的には、一般流通にも浸透し得る小額面券の発券禁止と、商業流通に流通するであろう5ポンド以上の額面の発券の制限、そしてその裏返しとしてのイングランド銀行への金属集中を動力に展開されてきた。別稿でも指摘したが（吉村 [2003b]）、対外面における世界貨幣の出納＝金の流出については、ピール条例はそれが目的としたように対外関係と同じ原理を国内においても貫徹することができず、結局国内的な銀行主義＝「最後の貸し手」機能を19世紀後半から受け入れていかざるを得なかった。国内においても、商業流通における資本家同士の「信用」を出自とする信用貨幣としての銀行券は、そうした「信用」に蔽いきれないという意味で、商品経済にとってフレムトな領域たる一般的流通において、恐慌に際しその私的債務性が暴露され、共同体外部の決済手段たる金の出動が、小額面銀行券の発券禁止という形で法制化されざるを得なかったのである。

小額面券の流通の禁止は、ロンドン割引市場の成立などの要因から齎された点も大きく、また、資本の側からも総資本的にいえば、労働力の再生産の長期的な安定はその利益に叶う以上、賃金の形態の安定性は、商品経済的論理によってもある程度まで必要とされるものといっている。しかし、傾向的にはその額は減少しつつも、地方銀行の発券自体は、先述したようにイギリスでは20世紀に至るまで存続したのであり、更に降ってピール条例以前の時代では、経営基盤の脆弱な当時の地方銀行にとって、平時には特に、地方で流通する小額面券の発券業務は相応の利益を銀行に齎したものと思われ、

まただからこそ法的規制が必要とされたのであろう。少なくとも法的規制を抜きにして、地方銀行が小額面券を始めとする発券業務を放棄して、預金銀行へと特化することを選好したかどうかは、一義的には判断し得ないといわねばならない。

そしてこのことから窺われるように、貨幣－信用制度の法的整備が、商品経済によって必然化ならしめられたというよりも、むしろ商品経済の論理をそのままに放置することによって生じる不備を規制するためにこそ必要とされ、多くの人々の論争の中で政治的な介入によって推し進められていったという事実は、実体面における自由競争とは異質なものが、諸共同体間の関係を繋ぐものとしての貨幣や信用には、混入せざるを得ないことを示していると看取できる。

実際、信用貨幣の流通は、個々の主体が自己の利益最大化を求めて行動した結果によってという以上に、人々の目的意識的な共同行動に支えられる側面を、当時においても有していた。地方銀行の債務請求は、主に預金者層から生じたとする見解もあるが、その反面、地方銀行券の流通圏において、恐慌などの危機に際しては当該銀行の債権者たる商人や出資者は、その銀行の銀行券の受け取りを集会において決議して地方銀行への組織的支持を表明し、これを以って地域信用機構の連鎖的倒壊を防いだのであった。

イングランド・スコットランドを問わず、恐慌に際して見られたこうした事例——信用制度そのものの崩壊を回避せんとするために採られる諸主体の共同的な行動はすべて、「効用最大化を目的とした」経済主体の行動という、ハイエクらフリー・バンキング論者の称揚する純商品経済的論理よりは、バジヨットが定式化した「平時においては市場を離れ、危機に際しては高金利で無制限に貸し出す」あの行動様式、裁量的な、全体を維持するためには一時的に個別利益をそれに従属させることをも厭わぬあの行為に近いということはいうまでもあるまい。

ホワイトは、かかる行為を、中央銀行の行為とは認めがたいとする見解を示しているが、少なくともそうした行為が、競争的銀行業の一般的解釈からはみ出るものであることは疑いを容れまい⁴⁰⁾。イギリスの諸地域流通圏は、スコットランドのような一定の相対的独自性を混在させながらも、産業革命によって全国的市場の一環に組み込まれていくが、それとともにかかる地域的な裁量性も、ピラミッドの頂点に立つイングランド銀行に集約されていくのである。

中央銀行の機能として、一般に「政府の銀行」、
「独占的発券銀行」、
「銀行の銀行」が挙げられるが、巨視的に言えばイングランド銀行は、
「政府の銀行」として出発しつつ、一般流通に浸透する小額面券を禁止し銀行券そのものの発行を自行に集中して「独占的発券銀行」となり、この過程のなかで営利体としての性格を次第に希薄化させながら、70年代にようやく体系化された「バジョットの原理」に示される、「銀行の銀行」としての「最後の貸手」機能を受け入れていった。

資本主義は共同体と共同体との間に発生し、これを解体しつつ自らを拡大するが、外に向かつては国民国家間の境界の地点で、内に向かつては労働力商品を再生産する消費共同体としての家族との境界の地点で、その「流通滲透」過程をひとたびは止める。19世紀の自由主義段階において示されたイングランド銀行の中央銀行化の過程とは、まさにこの実体面の過程と対応して、外に向かつては国内の金属準備をその特有な機構のうちに集中しつつ、世界貨幣の出納を公定歩合政策によって管理し、内に向かつては1826年の法律、33年の法律、そしてピール銀行法によって、家族内再生産と直接に接触する小額面券を禁止することで、国内発券銀行の特権を踏み潰しつつ自らを中央銀行として吃

立させていった過程にほかならない。いわば共同体外の「世界」との国際貿易における世界貨幣の流通を管理し、共同体内に存在しながら資本主義のもとではダイレクトに解体されない労働力再生産圏との間の一般流通から、資本家的商業流通に特有な信用貨幣を閉め出していくなかで、この資本家的再生産圏を、外との均衡に極力抵触せずに内を管理する裁量主体として、「最後の貸手」機能を受け入れていったわけである。

従来、中央銀行論における理論上の諸見解では、これを国家権力の媒介において考える正統的な見解と、商品経済的なその生成に力点を置く見解とに大きくは分かれている⁴¹⁾。前者はむしろ現実を生のまま直視したところから必然化される見解であり、後者は同じ現実の中で、経済的過程から要請される論理を、それ以外のものと一旦は分離して考える方向であろう。本稿のような小論でこれら全ての見解に検討を加える余裕はないが、ここでは、後者について行論と関係する限りで一言述べておきたい。詳しい検討は別の機会としたいが、商品経済的論理によって中央銀行の生成を説く流れは、いわばその祖としての宇野氏が単一の中央銀行を説く結論に至っているのに対し、これを受け継いだ近年の研究動向においては、発券銀行が預金銀行化するに至る発券放棄の根拠を問題とし、むしろこれに否定的であり、発券集中は説けるにしても独占に至る過程は具体的な関係を抜きにしては説き得ないとする傾向が、ほぼ大勢を占めている。先立ってから繰り返し指摘してきたように、本稿も、発券の独占が商品経済によって一元的に生成するという見解を支持し得ない。この点で、宇野氏から発し、近年の山口重克氏およびそれに連なる研究に至る流れは、商品経済的論理によって一元的に再生産される理論場

40) White, L.H. [1991] は、スコットランドにおける勅許銀行の銀行券交換行動を、「インターバンク関係は、今日のアメリカにおける連銀資金市場と同様、銀行間のヒエラルキー的關係とは、内在的関連性はない」(White, op.cit., p.49)として、中央銀

行的行動とは見ていないが、そもそも例に挙げている連銀自体が1907年恐慌における中央銀行不在の反省の上から人工的に創設されたものであり、その考えはあまりに商品経済的論理を拡張し過ぎていると思われる。

としての「純粋資本主義」を内的に模写する原理論を、宇野氏自身の方法によって宇野氏をも批判しつつ、より精緻化してきた流れといえるだろう。だが、前諸稿（吉村 [1999b], [2003a], [2003b]）で考えたように、利子率上昇を齎す対外関係が、結局解決されないままに理論の外部に放擲されたように、発券独占論を理論外に置き、また例えば鑄貨の規定なども原理から取り外すことによって果たして何が解るのかは、それが宇野氏の方法にある一面で忠実であるが故に、もう一度考察されてもいいたろう。歴史的には、貨幣・信用制度は、それがもつ流通手

段ないし支払手段としての社会的広がりから、鑄貨や発券独占といった制度的要素を必要とし（鑄貨論にみられるように、こうした制度が経済外的なものかどうかは意見が分かれるにせよ⁴²⁾）、ここから国家的な介入の能く浸透するところとなったのだった。

恐慌期における銀行の破綻は、銀行も私的資本である限り過剰資本としての整理を免れないことにほかならないが、その中でも特に発券銀行の破綻は、先に指摘したようにいわば無辜の労働者にまで被害を及ぼすという意味で、商品経済的論理の上からもかかる制度的要請をある

41) 中央銀行の理論的規定において、従来の研究は、大きく(1)国家権力との関連において考える正統的な研究の流れと、(2)商品経済的論理によってこれを考える流れ、とに二分できよう。前者については、(2)に入る少数の見解以外の殆んどの研究がむしろこの流れに属するといっていいたろうが、すぐれたものをあげれば、川合 [1974]、深町 [1971]、楊枝 [1988] といったところであろう。(2)にぞくするものは、①この流れの祖にあたる宇野 [1952] [1964] が、商品経済的論理によって中央銀行を説き、鈴木 [1962]、岩田 [1967] など1960年代の研究も基本的に同じく単一の中央銀行を説くのに対し、②すでに60年代から単一の中央銀行の生成は、商品経済的論理によって説けないとする見解が山口 [1984] によって先駆的に提起され、これに何らかの影響を受けることで日高 [1983]、杉浦 [1977]、中村 [1979]、丸山 [1980] [1983]、浦園 [1982]、芳賀 [1984] などさまざまな見解が出ており、近年ではむしろこちらが、(2)のなかでは主流といえるだろう。また近年の田中 [2003] は、銀行間組織における「垂直型の組織化」と「水平型の組織化」という二類型の関連から、中央銀行の生成を考察している。この他に(3)中央銀行の単一化は説くが、中央銀行券の流通範囲に限界を考え、何らかの地方発券の余地が残るとする伊藤 [1973] など、本稿が大きな示唆を得た見解がある。さらに、中央銀行ないし主要銀行が生成するメカニズムにおいて何を重視するかという内容そのものについては、基本的シェーマとしては、宇野によって確立された商業信用→銀行信用の筋道で押さえることを共通の了解事項としてはいるが、細かい点まで考慮すると各人各様の観もあり、その中で最も多くの近年の研究が影響を受けている山口の見解は、発券集中が発券の独占に至らぬことを重視するが、杉浦が最後の貸手機能を重視するなど、問題意識に応じてさまざまに整理が可能だろう。こうした論点の整理をも含めた信用論全体の考察は、この小論の能くなし得るところではな

い。別稿を期す。

42) 鑄貨の理論的規定については、山口 [1984] 補章および同 [1985] 補論を参照。なお、日高 [1983] は、鑄貨規定は原論のなかに取り入れているが、発券独占による単一中央銀行についてはこれを説いていない。後に議論するように、発券独占は、商品経済的にある程度は説きうる面をもっているものであり、鑄貨の流通について、「この強制力は商品経済に即した範囲のものにすぎず、具体的な国家権力とは異質のもの」（同上、39頁）と考える理解からすれば、流通主体の裁量的な共同行為により、発券集中を介し中央銀行を説くことも可能ではないか。本稿の立場からすると、そういう「強制力」は、商品経済よりも高次の論理を必要とするので、かかる理解そのものがおかしいということになる。詳しい検討は別の機会としたい。

43) 前前註の(1)の諸見解を批判し、発券業務とその放棄による預金銀行への特化とのどちらが個別資本にとって利益があるかは一義的に決めないとして、商品経済的論理の範囲を確定する丸山の論考 [1980] [1984] は、先の山口の議論をより明確に説いた議論といえるが、本稿も、すでに本文において繰り返した如く、商品経済的論理を突き詰めるかぎり、中央銀行の形成や発券集中の過程が論理上説きえない点において、その見解に基本的な異論をさしはさむ余地はないと考える。しかし本文で主張したように、①恐慌期に破産する発券銀行は、とくに小額面券を発行している場合、それが流通手段として社会的に流通する以上、単に一過剰資本の整理にとどまらぬ社会的フリクションを引き起こし、そのことを通じて、かかる商品経済的行動を規制するより高次の主体の登場を要請すること、そしてこのような裁量的主体は、個別利潤動機それ自体を追求することなく、それ自身の利益最大化という商品経済的論理と質的に異なる原理をもつという意味において、原論内部には取り入れられないということ、②だが一方で、発券銀行の取り付けは、これが拡大していった場

程度必然化するものであり、実体面において一企業が破産し、これを契機とし信用を通じた連鎖的倒産によって、失業者が街頭に投げ出されるという意味での通常のいわゆる過剰資本の整理とは、質的に異なったモメントを添加するものといっている。実際、イングランド銀行が明確な意図をもって「最後の貸手」機能を受け入れたのは、自由主義段階の変質が始まりつつある19世紀後半より早いことはないが、発券とくに小額面券の発券禁止はこれより早く、資本主義確立のメルクマールとして循環性恐慌が開始を告げた1825年恐慌に際しすでに大きく世人

の関心となっていたのである⁴³⁾。そこには、対外関係と同じく「外部」を、商品貨幣を通じて取り結ぶという、よく似た通奏低音が流れていると思われる。

宇野の方法が、例えば古典派マクロなどと大きく異なっている点の一つは、それが商品経済のロジックによって構成された論理体系と現実分析との間に、商品経済を偏奇させる具体的な歴史的・文化的諸要因を考える中間的な装置—「段階論」—を持っており、例えば「外部不経済」なるそれ自体市場に囚われた観念を超えた、現実を経済要因と非経済要因との合成において

合、労働力商品の再生産に支障をきたすという意味では、商品経済的論理のうえからも、ある程度はそのような裁量主体の誕生を要請する面をもつこと（じっさい、小額券の禁止措置は、最後の貸手機能の展開に先行したのはこの点にかかわるものと思われる）、といった微妙な関連性を有しており、本稿がみる限り、これらの見解はこの微妙な関連性に対する顧慮が足りないようにも見受けられるのである。なるほど、このような過剰化した発券銀行も、長期的には整理されるのだから、「自動的に厳密な金本位制が成り立つので、銀行券流通は市場それ自体によってコントロールされる。あらためて中央銀行を説く必要がないのである」（丸山 [1984], 92頁）といえるかも知れない。しかし流通手段としての広がり如何によっては、発券銀行が「市場それ自体によってコントロールされる」、つまり整理される長期のあいだには、かかる銀行券によって労賃支払いを受けた労働力のかかなりの部分が、その受け取り拒否によって消費資料を購入できず労働力の再生産が叶わなくなるといった可能性があることは、現実にはともかく、論理的には考えられるであろう。商品経済を突き詰めるかぎり、原理的には価格機構は自動調整作用を一定期間の後には十分果たし得るであろうが、それは短期的には社会的に多大な犠牲を支払うことを伴ってはじめてなされる可能性を残しているものであり、かかる部分にこそ、そうした商品経済とは異質なものとして、国家なり中央銀行なりが出現する余地があると思われる。このような価格機構に伴う犠牲は、その意味では商品経済に必然的に伴うものであって、その痛みを減じる措置としての国家政策などの方が、商品経済の側には異質なものであるといっている。因みに、ここでは十全に展開し得ないが、蓄積の制約条件としての非商品経済的要因（対外圏や周辺の再生産など）と、かかる国家政策などの非商品経済的原理とは、その限り、商品経済に入り切らない部分という点では同じでも、商品経済に必然的に伴うか否かと

いう点において、全く反対の位置にあるのであり、この次元の相違を明確にしてこそ、理論の「自立性」に関する難問も解決しようと思われるのだが、これについては別項を期すであろう（この点に言及したものとして、とりあえず吉村 [1999b] [2003b] を参照）。ともあれ、市場がクリアすることに伴う社会的犠牲の問題は、周知のようにケインジアンと古典派マクロにとっては死活的論争命題であるが、われわれは、そうした問題については、現実的にいかに重要であるにせよ、理論のなかでは無視すべき問題として扱うのである。しかし、こと貨幣・信用論に関する限り、結論的には上の山口氏を始めとする見解が正しいにせよ、そのような見解ではあまり顧慮されていない問題が潜在している点を看過すべきではない。かつて、川合一郎氏が、「行き先論」と「行動論」的アプローチの二つを原論の展開として指摘し（川合 [1977]）、近年の宇野派では分化発生論との関連で、後者のみが称揚される傾向があるが（この点について、山口 [1987] 第一論文冒頭を参照せよ。更に吉村 [1999a] も見られたい）、その川合氏が「行動論」的アプローチの限界として、発券の問題を取り上げている事実の持っている含みは、その結論を受け入れるかどうかはともかくとして、決して無視されるべきではなかろう。

宇野氏にあっても、一般流通と発券との関連については、川合氏と結論上似た見解を示している。すなわち、「銀行は資金の社会的配分を媒介する資本家社会的に公共的なる機関として、その手形は、個々の資本家の手形と異なって、貨幣に代って一般的に流通することになる」（宇野 [1964] 205頁）という自己の文を注釈して、こう述べる。「つまり個々の資本家の手形とは異なって銀行券が一般に貨幣に代わるものとなるのだから、それは中央に統一されなくちゃならん。当然そういうふうと考えてよいのではないか」（宇野 [1973], 1016頁）。この点は、一般流通における貨幣統一と中央銀行との関係を考えるうえで、興味ある問題を提起している。

捉える視座を有していることであった。理論における価格機構のもつ均衡回復能力の強調は、現実におけるその偏奇があればこそなされていたわけである。宇野氏にあっては微妙な緊張関係を持って考えられていたであろうこれらの二要因は、その後理論の彫琢が進む中で分業化され、理論の上ではむしろ商品経済のもつ合理性のみに焦点が置かれる傾向となっているようにも見えないこともない。本稿で取り扱った一般的流通における金貨流通の考察は、貨幣論と歴史、そして現状を切り結ぶひとつの「失われた環」かも知れないのである。⁴⁴⁾

結語

本稿においてわれわれは、19世紀イギリスの通貨構造を概観した。19世紀中葉におけるイギリス資本主義は、「夜警国家」に示されるように国家の経済介入を最小限とし、また独占体の不在によって自由競争に最も近似した、いわば生のままの市場原理をわれわれに開示してみせている。

通貨構造において貨幣商品金は、資本家的「信用」、すなわち商業信用や銀行信用が覆いつくせぬ領域——外部における世界市場と内部における一般的流通——とに顕われた。このイギリス経済に組み込まれたサブ・システムたるスコットランド経済における小額面銀行券流通も、この事実を反証するものではなく、むしろロンドンにおける金準備を後ろ盾にするほか成立し難いものだったと結論していいだろう。

だが1914年に勃発する第一次世界大戦において、金貨は、金属準備の集中のために大蔵省が発行するカレンシー・ノート Currency Note に代替されるとともに、イングランド銀行券やスコットランドの銀行券は、このカレンシー・ノートの1ポンド券・10シリング券とともに無制限法貨として通用していく。人類史最初の「総力戦」は、国家による経済の組織化を決定

的にするとともに、通貨制度としては商品貨幣決済の僅少化へ、そして商品貨幣決済なき1973年以降の「ドル本位制」への途を掃き清める最初の役割を担った。それは、太古より連綿と続いてきた商品貨幣の流通を、人工的な不換通貨の流通へと設計していく端緒となったのである。

金決済の縮小の意味、不換ドルの流通根拠等、論じられなかった問題は多い。別稿を期す所存である⁴⁵⁾

【参考文献】

- 伊藤誠 [1973] 『信用と恐慌』 東京大学出版会。
 伊藤誠・藤川昌弘 [1981] 「信用と恐慌」、『信用論研究』有斐閣。
 宇野弘蔵 [1950・52] 『経済原論』上・下（合本改版 [1977]）岩波書店。
 宇野弘蔵 [1964] 『経済原論』岩波全書。
 宇野弘蔵 [1968] 『資本論研究V』築書房摩。
 宇野弘蔵 [1973] 『資本論五十年』下岩波書店。
 浦園宜憲 [1982] 「信用制度の組織的展開五」『拓殖大学論集』第135号。
 大内力 [1970] 『国家独占資本主義』東京大学出版会。
 大野和 [1983] 「発券銀行の基礎」『金融経済』第200号。
 大森琢磨 [2002] 「サフォーク・システムの生成」東京大学『経済学論集』第68巻第3号。
 岡本直也 [1974] 「産業革命期の地方銀行恐慌」『金融経済』第144号。
 海保幸世 [1986] 「付記」、吉田 [1986] 所収。
 金井雄一 [2004] 『ポンドの苦闘 金本位制とは何だったのか』名古屋大学出版会。
 川上忠雄 [1989] 「金の廃貨と経済のマネージャビリティ」『経済のマネージャビリティ』法政大学出版局。
 川合一郎 [1974] 『管理通貨と金融資本』有斐閣。
 川合一郎 [1977] 「信用論における論理と行動」『経済学雑誌』第77巻第4・5号。
 北 政巳 [1985] 『近代スコットランド社会経済史研究』同文館。
 杉浦克巳 [1977] 「恐慌の基礎理論」続『社会科学紀要』第26巻。
 鈴木鴻一郎 [1962] 『経済学原理論』下東京大学出版会。
 佐美光彦 [1976] 「第一次大戦期の国際通貨体制—いわゆるIMF体制の原型」東京大学『経済学論叢』第41巻第4号。

44) 一般的流通と発券の集中については、川合 [1974] 第三章と山口 [1983] 第二部第三章が、対照的な見解を示している。これに関するわれわれの見解

は、別稿を記す次第である。

45) 戦時期のカレンシー・ノート発行については、佐美 [1976]、金井 [2004] を参照。

- 田中生夫 [1966] 『イギリス初期銀行史研究』日本評論社。
- 田中英明 [2003] 「銀行間組織の二類型と中央銀行」SGCIME編『マルクス経済学の現代的課題 資本主義原理像の再構築』御茶の水書房。
- 田中秀親 [1980] 「19世紀半ばのイギリス信用制度の構造」, rマルクス金融論の周辺』法政大学出版局。
- 玉置紀夫 [1981] 「資本主義確立期の信用制度」『信用論研究入門』有斐閣。
- 玉野井昌夫 [1960] 「資本主義の確立と銀行制度の成立」, 『金融論』東京大学出版会。
- 玉野井・依光・大野 [1981] 「資本主義生成期の信用制度」『信用論研究入門』有斐閣。
- 寺地孝之 [1998], 『近代金融システム論』有斐閣。
- 中村泰治 [1979] 「銀行制度の成立」『競争と信用』東京大学出版会。
- 西村閑也 [1973] 「イギリスにおける金貨流通量の推定, 1880-1913年」法政大学『経営志林』第10巻第2号。
- 西村閑也 [1980] 『国際金本位制とロンドン金融市場』法政大学出版局。
- 西村閑也 [1986] 「第一次大戦前英国の金貨流通とその実態」, 『金融経済』, 有斐閣, 217号。
- 芳賀健一 [1984] 「中央銀行の必然性」『富大経済論集』第30巻第1号。
- 春井久志 [1992] 『金本位制度の経済学』ミネルヴァ書房。
- 日高普 [1983] 『経済原論』有斐閣。
- 深町郁彌 [1971] 『所有と信用』日本評論社。
- 藤瀬浩司 [1987] 「国際金本位制と世界市場」『国際金本位制と中央銀行政策』名古屋大学出版局。
- 藤田幸雄 [1987] 『中央銀行の形成』多賀出版。
- 丸山真人 [1980] 「発券の集中の銀行組織の形成」『価値と市場機構』時潮社。
- 丸山真人 [1984] 「中央銀行と資本の論理」『利子論の新展開』社会評論社。
- 吉村信之 [1999a] 「物神性と原理論の方法—いわゆる『利子生み資本』に関連して」, 東京大学『経済学研究』, 第41号。
- 吉村信之 [1999b] 「為替と恐慌」小幡道昭編『貨幣・信用論の新展開』社会評論社。
- 吉村信之 [2003a] 「信用恐慌論の方法と課題」SGCIME編『マルクス経済学の現代的課題 資本主義原理像の再構築』御茶の水書房。
- 吉村信之 [2003b] 「『金本位制のゲームのルール』と19世紀イギリスの循環性恐慌—その理論的意義」『信州大学経済学論集』第50号。
- 吉村信之 [2004] 「世界貨幣と国際通貨—『ドル本位制』の歴史的位相」SGCIME編『マルクス経済学の現代的課題 金融システムの変容と危機』御茶の水書房, 近刊予定。
- 山口重克 [1983] 『資本論の読み方』有斐閣。
- 山口重克 [1984] 『金融機構の理論』東京大学出版会。
- 山口重克 [1985] 『経済原論講義』東京大学出版会。
- 楊枝嗣朗 [1972] 「発券集中論はいかに展開されるべきか」下, 東北大学『経済学』第34巻第1号。
- 楊枝嗣朗 [1982] 『イギリス信用貨幣史研究』九州大学出版会。
- 楊枝嗣朗 [1988] 『貨幣・信用・中央銀行』同文館。
- 吉沢英成 [1994] 『貨幣と象徴』ちくま文庫。
- 吉田真広 [1986] 「英国地方銀行の発券の意義と組織形態—1826~1837—」, 『北海学園大学経済論集』第34巻第2号。
- 依光良馨 [1967] 『イギリス金本位制成立史』東洋経済新報社。
- Adam.S. [1789], *An Inquiry into the Nature and Causes of Wealth of Nations*, printed for A. Strahan; and T.Cadell. (大河内一男監訳『国富論』I, 中公文庫, 1978年)
- Andréadès,A. [1904], *Histoire de la Banque d'Angleterre*, Paris. (町田義一郎・吉田啓一訳『イングランド銀行史』, 日本評論社, 1971年)
- Ashton,T.S. [1948], *The Industrial Revolution, 1760-1830*. Oxford U.P. (中川敬一郎訳『産業革命』, 岩波文庫, 1973年)
- Bagehot,W. [1873]. *Lombard Street, a Description of the Money Market, London 1760-1830*. (宇野弘蔵訳『ロンバード街』岩波文庫, 1941年)
- Beach,W.E. [1935]. *British International Gold Movement and Banking Policy, 1881-1913* Cambridge U.P.
- Bowley,A.L. [1900]. *Wages in the United Kingdom in Nineteenth Century*. Cambridge.
- Cameron,R [1967]. *Banking in the Early Stages of Industrialization*, Oxford U.P. (正田健一郎訳『産業革命と銀行業』日本評論社, 1973年)
- Checkland,S.G. [1968]. "Banking History and Economic Development: Seven Systems" *Scottish Journal of Economy*, Vol.15, No.2
- Checkland,S.G. [1975]. *Scottish Banking: A History 1765-1973*. Collins.
- Clapham,J. [1944]. *The Bank of England*, 2vols., Cambridge U.P. (英国金融史研究会訳『イングランド銀行 I・II』, ダイヤモン社, 1970年)
- Conant,C.A. [1909] *A History of Modern Banks of Issue*, The Knickerbocker Press
- Cowen,T. and Crossner,R. [1989]. "Scottish banking before 1844: A Model for Laissez-Faire?" *Journal of Money, Credit and Banking*, Vol.21, No.2.
- Easton,H.T. [1924] *History and Principles of Banks and Banking*, Effingham Wilson.
- Feavearyear,A. [1963] *The Pound Sterling—A History of English Money*, 2nd ed., Oxford.U.P. (一ノ瀬篤・川谷研・中島将隆 訳『ポンド・スターリング—イギリス貨幣史— 新評論, 1984年)

- Goodhart,C.A.E [1988], *The Evolution of Central Banks*, MIT Press.
- Hamilton,H. [1963] *An History of Scotland in the Eighteenth Century*, Oxford University Press
- Hayek,F.A. [1976], *Denationalization of Money: The Argument Refined*, The Institute of Economics Affairs. (川口慎二訳『貨幣発行自由化論』, 東洋経済新報社, 1988年)
- Jaffe,E. [1904], *Das Englische Bankwesen*, Leipzig. (三輪梯三『イギリスの銀行制度』, 日本評論社, 1965年)
- Kerr,A.W. [1884], *History of Banking in Scotland*, A.& C. Black, LTD.
- Keynes,J.M. [1923], *A Tract on Manetary Reform, in The Collcted Writting of Jonh Meyard Keynes IV*, Macmmilan Press. (中内恒夫『貨幣改革論』全集第4巻, 東洋経済新報社, 1978年)
- King,W.C.T. [1936], *History of the London Discount Market*. George Routledge & Sons, Limited. [藤沢正也『ロンドン割引市場史』, 日本経済評論社, 1978年]
- Malinowsky,B.K. [1922], *Argonauts of the WesternPacific*, George Routledge & Sons, Ltd. (寺田和夫・増田義郎訳『西太平洋の遠洋航海者』, 中央公論社, 1980年)
- Marx,K. [1968], *Zur Kritik der politischen Ökonomie*. Dietz Verlax. Berlin. (武田隆夫・遠藤湘吉・大内力・加藤俊彦 訳『経済学批判』, 岩波文庫, 1956年)
- Marx,K. [1963]. *Das Kapital*, Bd 3. Dietz Verlag, Berlin. (岡崎次郎訳『資本論』第7分冊, 国民文庫)
- Mitchell,B.R. and Dean,P. [1962], *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge U.P.
- Munn,C.W. [1985], “Review of White (Free Banking in Britain)” *Business History*, Vol.27, No.3
- Pressnell,L.S. [1956], *Country Banking in the Industrial Revolution*, Oxford U.P.
- Sayers,R.S. [1976], *The Bank of England -1891-1944*, 2vols., Cambridge U.P. (西川元彦監訳・日本銀行金融史研究会訳『イングランド銀行 1891～1944』上・下)
- Sraffa,P. [1960], *Production of Commodities by means of Commodities*. (菱山泉・山下博訳『商品による商品の生産』, 有斐閣, 1962年)
- Steedman,I. [1977], *Marx after Sraffa*, NLB.
- Thornton,H. [1802], *An Inquiry into the Nature and Effect of the Paper Credit of Great Britain*, Knight and Compton. (渡邊佐平・杉本俊明訳『ソートン・紙券信用論』, 実業之日本社, 1948年)
- Took,T. [1838]. *A history of Price*. Vol.4, Longman, Brown, Green and Longmans. (藤塚知義訳『物価史 第2巻』, 東洋経済新報社, 1979年)
- Tyson,R.E. [1985], “Review of White (Free Banking in Britain)” *Economic History Review*, Second series,Vol.38, No2
- White,L.H. [1991], “Banking without a Central Central Bank: Scotland before 1844 as ‘Free Banking’ System” Copie,F. and Wood G.E.eds. *Unregulated Banking: Chaos or Order*, Macmillan.
- White,L.H. [1995], *Free Banking in Britain*, second edition, Cambridge U.P.
- Wieser,C.W.F. [1919], *Der Finanzielle Aufbau der engelischen Industrie*, Veriag von Gustav Fischer.